

令和6年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第4号）

令和6年9月19日（木）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	宮 川 頌 健	2 番	横 田 真 澄
3 番	北 村 彰 敏	4 番	関 谷 英 樹
5 番	今 井 充 子	6 番	広 瀬 守 克
7 番	藤 橋 直 樹	8 番	若 原 達 夫
9 番	鳥 居 佳 史	10 番	関 谷 守 彦
11 番	森 清 一	12 番	馬 渕 ひろし
13 番	今 木 啓一郎	14 番	杉 原 克 巳
15 番	棚 橋 敏 明	16 番	庄 田 昭 人
17 番	若 井 千 尋	18 番	若 園 五 朗

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
副 市 長	丹 羽 俊 一	教 育 長	服 部 照
企 画 部 長	磯 部 基 宏	総 務 部 長	石 田 博 文
市民部長兼 巢南庁舎管理部長	臼 井 敏 明	健康福祉部長	佐 藤 彰 道
都市整備部長	桑 原 秀 幸	環境水道部長	矢 野 隆 博
教育委員会 事務局 長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者	広 瀬 進 一
監 査 委 員 事 務 局 長	今 木 浩 靖		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井 上 克 彦	書 記	廣 瀬 潤 一
--------	---------	-----	---------

開議の宣告

○議長（庄田昭人君） おはようございます。

早朝より傍聴いただきましてありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（庄田昭人君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

2 番 横田真澄君の発言を許します。

横田真澄君。

○2 番（横田真澄君） おはようございます。

議席番号 2 番、創緑会、横田真澄です。

早朝より傍聴にお越しいただきありがとうございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回の一般質問では、本市における保育所・子育て支援の現状や計画について質問をさせていただきます。

本市においては、子育て世代の転入が多く、ますます活力あるまちづくりが期待されています。子育て支援といいましても内容は多岐にわたり、単に経済的支援を提供するだけではなく、質の高い保育サービス、働く環境の整備、さらには地域全体が子育てに協力できる仕組みをつくることが不可欠です。市民の皆様からは、子育て支援に関する様々な声が寄せられています。待機児童問題、育児と仕事の両立への悩みなどが上げられますが、これらの多くの課題について、市としてどのような取組を進め、今後さらにどのような施策を打ち出すべきかについて伺いたいと思います。

以降は質問席にて質問をさせていただきます。

全国の自治体で2026年度から実施予定でありますこども誰でも通園制度についてですが、県内では岐南町が試行的に実施されております。未就園児を育てる家庭を対象にした調査では、核家族化や地域におけるつながりの希薄化などにより、育児の孤立傾向が指摘されています。こうした子育て家庭における孤立感や不安感を軽減し、全ての子供の育ちを応援することを目的として、この制度が創設されました。

新制度を利用することで、子供にとっては家庭と異なる環境や人との関わりを経験することができ、成長を促すきっかけとなります。保護者にとっては、一時的に育児から離れることで

育児の孤立・不安感が軽減されるほか、保育者を通じて子供の成長を実感したり、育児相談をしたりする機会が得られます。また、潜在する要支援家庭の早期把握にもつながることが期待されます。

そこで、本市におけるこの制度に対する現状と計画についてお聞きます。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 皆さん、おはようございます。

議員の御質問にお答えします。

こども誰でも通園制度は、親の就労要件を問わず全ての子供の育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化する観点から新たに創設される給付制度で、令和8年度以降、全ての市町村で実施することになります。令和6年度の試行的事業では、6か月から3歳未満の子供を対象に月一定時間、10時間とされていますけれども、を上限に時間単位で誰でも保育所等を利用するというもので、議員おっしゃられたとおり、県内では唯一岐南町が実施しています。

待機児童の発生している本市では、保育所等の未満児入所希望者が引き続き多く、保育士の確保にも苦慮している状況の中、新たな制度のための受入れ枠を確保することは、ハード・ソフト両面で多くの課題がある状況です。

しかし、令和8年度には待ったなしで実施する必要があることから、こども計画の策定のために実施した事前アンケート調査結果を踏まえ、必要量を精査し、どのようにそのニーズに対する受皿を確保していくかについて、私立の保育施設とも連携しながら検討を進めているところです。

また、昨日9月18日に県内で唯一実施している岐南町を訪問し、具体的な運用方法や基準、課題についてお話を伺うとともに、実施施設を訪れ、子供を預かっている様子を見学させていただきました。それらも参考にするとともに、今後国から示される制度の詳細を的確に把握して、瑞穂市における事業の在り方を構築し、できるだけ早く実施できるように努めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。以上であります。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 横田真澄君。

○2番（横田真澄君） 本市においても実施されるということで期待したいと思いますが、一方で、今おっしゃられたように、保育士さんの人手不足や細切れで次々と子供を受け入れる中で、子供たちの発達状況、アレルギーなどの特性を把握することや、愛着形成、保護者との信頼関係を築くことなど、難しさなどの課題が上がってくるかと想定されますが、十分な策を講じた上で、現場の混乱を招かぬようお願いしたいと思います。

このように、保育士さんには重責を担っていただいているわけですが、昨年度から保育士等支援アドバイザー事業が実施されております。この事業は、経験の浅い保育士や放課後児童支

援員を現場の経験豊かな保育士等支援アドバイザーが寄り添い、支援することで、離職防止と勤務環境改善推進に取り組むというものでした。

事業開始から1年以上経過した現時点において、どのような効果が感じられ、事業評価をされているか、お聞きます。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 瑞穂市では、令和5年度に保育所長等の経験者4名を保育士等支援アドバイザーとして位置づけ、現場で保育士に寄り添い、支援をしています。

当初の目的は、今議員がおっしゃられたとおり、保育士の離職防止と保育所の勤務環境改善推進でしたが、いざ始めてみますと様々な相談がアドバイザーに寄せられ、月1回のアドバイザー会議でそれらを共有することで、現場の課題を吸い上げることができています。これにより、改善策を立てて実施することで事務改善や働き方改革にもつながっています。と同時に、保育士自分自身の子育てや親の介護などの家庭のことと、保育士という早朝から夜間までのシフト制の仕事との両立、子供やその保護者、そして保育所の人間関係に至るまで、多くの悩みを抱えながら自分の理想とする保育の実現に苦悩する保育士の姿も鮮明になり、そんな気持ちを受け止め、支える存在の必要性もより感じています。

現在、保育所ではアドバイザーに気持ちを受け止めてもらい、支えられて頑張ってきた保育士が、アドバイザーの訪問を心待ちにし、頑張ったことをうれしそうに報告する姿も見られます。アドバイザーにより保育士たちのメンタル面が支えられ、保育の技術面においてもアドバイスがあることで、保育の質の向上に確実ににつながっていると実感しているところです。以上であります。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 横田真澄君。

○2番（横田真澄君） 十分に効果を実感されているということで大変うれしく思いますので、今後さらに発展していただけるよう期待させていただきます。

続いて、保育所における土曜保育の実施についてですが、現在は午前中のみの保育をおのの保育所で実施しているのが現状かと思います。

一方で、小学生の放課後児童クラブにおいては、牛牧小学校区にて終日受入れが実施されております。多くの共働き世帯のニーズや保育士の負担軽減の観点から、土曜保育を1か所に集約し、終日受入れできればと考えますが、その点について考えはあるか、お聞きます。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 土曜日の保育については、平成28年3月に国の待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策の一環として、土曜日等の保育の利用が少ない場合について、保育士の勤務環境改善に資するため、近隣の保育所が連携して1か所で保育を提供するこ

とが実現可能となりました。

現在、土曜保育は午前中のみ実施しておりますが、利用児童数は多くはなく、日によっては利用する児童のいない保育所もありますので、土曜日の保育を集約することは効率的な方法かもしれません。

しかし、集約することは、いつもと違う保育所で、いつもと違う保育士が対応することになりますので、子供にとっては落ち着かない環境です。保育士も子供の特性等を把握するには一定の時間を要することから、子供への対応は簡単ではありません。さらに、終日の受入れを行うとなりますと、これらに加え、大きな課題として食事の提供があります。

保育所は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、平日の食事は、3歳未満児は各保育所で調理して提供、3歳以上児は給食センターで調理して提供しています。しかし、土曜保育を終日実施する場合は、全て保育所で調理して提供していかなければなりません。

このほか集約して保育を行う条件として、保護者へ十分な説明を行い、同意を得る必要があります。慣れない環境や保育の課題、食事の提供方法も含め、引き続き検討してまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。以上であります。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 横田真澄君。

○2番（横田真澄君） 様々な課題があるということがよく分かりました。より効率的で、業務遂行に負担のないやり方を常に模索していけたらと思います。

続いて、先日新聞記事になっておりました育休退園についてですが、本市は子育て世代の転入が多く、待機児童や特定の保育施設を希望するために子供が入所できない潜在的待機児童が度々発生しています。

それらの解消のため、このたび育休退園の条件緩和がなされましたが、その具体的な緩和内容について、そして今後の見通しについてお聞きます。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 弟や妹が生まれて保護者が育児休業を取得すると、家庭で保育が可能であることから、保育施設に通っている子が退園となる育休退園につきまして、市では3歳未満児の待機児童が発生していることや、就労等による保護者の保育所利用を優先すべきであるとの考えから、3歳未満児を対象にした保護者が育児休業を取得した場合、育休退園の運用を実施してきました。

一方、育休退園を実施すると保育所に通えなくなることから、慣れた環境が変わってしまうことによる子供への影響、上の子と下の子を2人同時に家庭で育児しなければならない保護者の精神的負担等から、制度の見直しを求める声がありました。

市では、3歳未満児のうち2歳児については待機児童が発生していないことや、子供と保護

者の望まない環境の変化を避けることで子育て支援の充実につながると考え、令和5年1月より利用継続のための条件を緩和し、1つは保護者が育児休業を取得する日の前々月に待機児童が発生していないこと、1月から3月の間に育児休業を取得する予定であることの条件を満たす場合に、2歳児については引き続き保育所を利用継続できる取扱いとしました。

さらに、令和5年9月からは、2歳児クラスの待機児童の状況を鑑み、育児休業取得の基準を1月からだったものを9月に変更し、保育所を利用継続できるよう、さらなる利用条件の緩和を行いました。

今後も保育士の確保や新たな受皿となる施設の確保など、受入れ体制を充実させ、利用継続のさらなる条件緩和を図っていけるよう努めていきたいと考えますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。以上であります。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 横田真澄君。

○2番（横田真澄君） 今後ますます環境整備の充実がされることを期待させていただきます。

では、続いて病児・病後児保育についての質問になりますが、共働き世帯や独り親世帯の方から、本市の病児・病後児保育の補助が非常にありがたいといった声をいただいております。しかしながら、市内での受入れ可能な施設がなく、市外の施設で利用されているのが現状であります。

そこで、今後市内での設置予定はあるか、お聞きします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 改めまして、おはようございます。

横田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

病児・病後児保育につきましては、市内には病児・病後児保育施設がないことから、現在は他市町と協定を締結しまして、他市町の病児・病後児保育施設を利用させていただいております。市内に病児・病後児保育施設が欲しいという声は多く聞いております。

なお、現時点では、市内において病児・病後児保育施設の開設を計画している事業所との間で、開設に向けた協議を現在行っているところでございます。実際に開設されるか否かにつきましては、今後の進捗を見守る必要がございますが、市内での病児・病後児保育施設の開設に向けまして、市としても積極的に協力をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 横田真澄君。

○2番（横田真澄君） 現在協議中ということで、設置された際には、有事の救急対応への備えにも万全を期して、安心・安全な運営となるようお願いを申し上げ、次の質問に移ります。

続いて、障害児保育についてですが、本市の受入れ体制としては、集団保育になじめる中・軽度の障害のある子供の保育を実施しています。

誰一人取り残さない保育の実現のため、障害を持つ子供にとって、より適切な環境を整えるためには専門の知識や施設が必要であると考えますが、その方針についてお聞きします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 令和3年に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が公布され、保育所等の設置者の責務として、保育所等を利用している医療的ケア児に対して適切な支援を行うこととされました。

瑞穂市の保育所では、今議員がおっしゃられたとおり、以前より集団保育になじめる中・軽度の障害のあるお子さんについての受入れは行っておりますが、法律施行後は、医療的ケア児を含め、保育所での集団保育を考えていくことになりました。

医療的ケア児といいましても、医療的ケアの内容や程度、発達の状態等様々ですので、入所についての配慮すべき点等について御指導いただくことを目的に、瑞穂市保育所入所指導委員会を設置し、岐阜県中央子ども相談センター職員、もとす広域連合療育医療施設幼児療育センター職員、保育所嘱託医師、主任児童委員等の専門的な知識や御経験をお持ちの方々の御意見を伺いながら進めております。

また、医療的ケア児の受入れは、医療的ケアを行う看護師の確保が必須であり、今年度、会計年度任用職員の2名の看護師を雇用し、6月から1名の医療的ケア児の受入れを別府保育所で行っております。受入れに当たり、保護者、主治医との調整を念入りに行い、十分な慣らし保育の期間を経てスタートすることができました。

保護者の地域の中で子供を育てたい、就労したいという思いがけない、また集団保育の中でお子さんの育ちを感じられることはとてもよいことですが、同時に、安全にお子さんをお預かりすることは非常に難しく大変なことであると感じています。集団保育の中でのリスク等についても、保護者や関係機関と丁寧なすり合わせを行って、医療的ケアについては、十分な確認体制が可能な職員配置の下で進めていく必要があると考えているところです。以上であります。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 横田真澄君。

○2番（横田真澄君） 障害のある子供さんが日常生活において制限されることなく、社会の一員として自立できるよう支援することが非常に大切になります。近年では、インクルーシブ教育の推進や障害への理解が深まるにつれて、保育施設での障害児保育の重要性がますます高まっています。全ての子供が地域社会の一員として、より安心して生活できる環境づくりをお願いしたいと思います。

次に、今朝、新聞記事にもありました。昨日の藤橋議員の質問と重なるところではあります

が、子供たちが自由に活動できる屋内の交流スペースや多目的スペースの設置についてお聞きします。

近年の異常気象による暑さ対策の観点やデジタルデバイスの普及に伴って、家での過ごし方が画一化している現状もあり、子供たちが直接顔を合わせて交流する機会が減少しています。このような現状を踏まえると、地域の中心に子供たちが集まり、遊びや学び、コミュニケーションを図ることができる専用の交流スペースを設けることは、本市にとって非常に意義深いものと考えます。昨日も御答弁ありましたが、より具体的な案があれば教えてください。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 子供たちが自由に活動できる交流スペースや多目的スペースについてでございますが、昨日も答弁をさせていただいたところでございますが、市といたしましては、まだ計画の段階ではございますが、ココロかさなるCCNセンター、総合センターの2階の福祉センターなど、現有市有施設において、子供や若者を中心に、年齢を問わず利用できるようなフリースペースとして利用できないか、外部の意見を取り入れながら現在調査・研究を進めているところでございます。フリースペースの利用により交流が生まれ、子供の居場所につながることを期待しております。まずは、行政としてできる部分について積極的に取り組んでいるところでございます。

なお、子供の居場所については、その場を居場所と感ずるかどうかは子供や若者本人が決めるものであるという前提に立つことが重要でございます。その前提に立ちまして、地域と協働しながらフリースペース、子ども食堂、公民館など多様な居場所の創出に努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 横田真澄君。

○2番（横田真澄君） 子供の交流スペースの設置は、子供たちの健やかな成長を支え、地域の絆を強めるものであるとも信じております。

一方で、屋外での活動に目を向けますと、この夏も記録的な猛暑が続き、子供たちの屋外での活動が制限されることも少なくありませんでした。サンコーパレットパークを中心とした市内の公園においても、日中はほとんど子供たちがいない状態でありました。市民の皆さんからは、熱中症を予防しつつ、子供たちが楽しむことのできる水遊びができる施設や暑さ対策についての要望が寄せられています。

また、瑞穂市は18の1級河川が流れており、市民憲章においても「豊かな水と緑あふれる」といった文言があることから、幼い頃から瑞穂市の誇りである水に親しむ心を育むことは、本市にとって意義深いものであると考えます。

そこで、熱中症対策、暑さ対策のための施設の設置はあるか、お聞きします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 猛暑による熱中症への懸念から外出を控える方が多く見られ、サンコーパレットパークにおいても日中の利用者は極めて少ない状況でありました。近年の夏の猛暑を考えると、当該施設においても、今後熱中症対策を取った上で、魅力ある事業を企画して来場を図っていく必要があると考えております。今年度は、8月下旬に施設の南西のパーゴラにシャワーミストを試験的に設置してみました。

また、中山道まちづくり推進委員会が8月25日に実施した「おお！サマーフェス」において、涼しさを感じられるものとしてどのようなものがこの施設にあったらよいかを来場者にアンケートを行いました。

今後は、このアンケート結果も参考にして、夏場の広場の利用について、暑さをしのんで遊んでいただけるように、水遊びできる施設も含めて検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上であります。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 横田真澄君。

○2番（横田真澄君） 先日、私もサンコーパレットパークのミストシャワー、十分気持ちよく浴びさせていただきました。ただ、市民の皆さんが集まる場所からは若干距離があることや、あと蛇口がセルフでの開閉であるため、閉め忘れのおそれがあることなど、改善の余地もあるのかなと感じたところです。

限られた予算で難しい面もあるかとは思いますが、夏場においても熱中症を予防しつつ、子供たちがわくわくし、にぎわいのある公園へとさらに発展することを願い、次の質問に移ります。

今月から運用を開始されました子育て応援アプリ「みずほ すくすくナビ」についてですが、これは月齢・年齢に合わせて市からのお知らせをタイムリーに受信できるメール配信・プッシュ機能、予防接種漏れや接種間隔ミスを防ぐことができる予防接種AIスケジューラー、成長グラフや乳幼児健診の記録など、母子手帳の内容をマイページに記録できる電子母子手帳機能など、ICTを活用した画期的なサポートであります。

そこで、現在の進捗状況や利用推進状況についてお聞きします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 子育て支援アプリでございますが、今月の2日に運用を開始いたしました。

今後は、市からのお知らせを月齢・年齢に合わせて受信できるメール配信・プッシュ機能、予防接種漏れや接種間隔ミスを防ぐことができる予防接種AIスケジューラー、乳幼児健診の記録や母子手帳の内容をマイページに記録できる電子母子手帳機能、複数言語に対応する多言

語翻訳機能など、ＩＣＴを活用した子育て世代への継続的なサポートとして活用していきたいというふうに考えております。

なお、現在のアプリへの登録者数でございますが、９月18日現在で247人となっております。登録者数は日々増加をしている状況でございます。今後は、利用者からの声を吸い上げながら、拡充できる部分は拡充していきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔２番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 横田真澄君。

○２番（横田真澄君） 今後、利用者のニーズに合わせて随時またアップデートしていただき、より使いやすいものになるようお願いいたします。

続いて、市長にお聞きします。

以前、市長は、子供たちにとって何が最もよいことかを考えるとおっしゃっていましたが、それがどのような考えであるのか、お聞きします。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆様、おはようございます。

横田議員から保育所、子育て支援の御質問をいただいております。その中でも、子供たちにとって何がよいことかという御質問になります。

こども家庭庁が進めておりますこどもまんなか社会の構築には、子供たちにとって何が一番よいことなのかということを考えていかなければならないということを言われています。私は、総合教育会議の中でも、子供を担当する部署から現在進めている事業の内容や教育委員さんから御意見を伺いました。また、７月には東海市長会で小牧市のこども未来館、さらには７月には菊川市のほうにも訪問をさせていただきました。

その中で、子供たちにとって何がよいことなのかということを考えたときに、３つ今考えております。子供たちにとって活動する場所・機会があること、子供たちにとって体験する場所・機会があること、子供たちにとって発表する場所・機会があることの３つになります。

このまず活動する場所というのは、それぞれの地域にも活動する場所があるでしょうし、子ども会や、さらには少年団などの活動もあると思います。先ほども健康福祉部長のほうからお答えをしました、ココロかさなるＣＣＮセンターの２階部分を子供の活動エリアということにしていきたいということを思っています。

また、発表する場・機会については、行政が進めるもの、あるいは民間が行っていただけるようなことや各種団体が発表するような場所を設けていただけるというようなことが、たくさんこれからもつくるような機会を設けていきたいということを思います。

３つ目の体験する場所・機会というのは、実はどんどん子供たちにとって少なくなってきたのではないかと考えています。子供たちが体験することで、自分の子供たちが選択

肢を広げていくことにつながっていくということを思っています。

今の子育てする親の世代が体験をすることなく育ち、子供たちにその体験を教えることができなくなってきたという現状もあるのではないかと思います。私も子育て、子供が小さいときには、魚釣りや、田植や稲刈りや柿の収穫なども子供たちに体験させた記憶がありますが、そのような機会が少なくなってきた。キャンプや飯ごう炊飯などの体験もなく、子供たちに体験させることができなくなってきたのではないかと思います。その必要性もしっかりこれから考えていきたいということを思い、体験する場所、そして機会を設けるということ、子供たちが体験することが増えるというような機会を設けることは、保育所や幼稚園、小学校、中学校、生涯学習でも今まで行ってきたような体験するような事業が減少しているのではないかと思います。

この機会に子供たちが体験できることを増やす、子供たちも多様な子供たちが多くなっていると思います。子供貧困や学習格差、そして今言われているのが体験格差というのも新しい言葉で言われてきているということを思い、今回3つの活動する場所、体験する場所、発表する場所の3つを子供たちにとって進めていきたいということを思い、お答えをさせていただきました。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 横田真澄君。

○2番（横田真澄君） 今後ますます子供たちにとって期待を抱くことのできる御答弁をいただきました。

本日質問をさせていただいた内容への取組は、長期的には、今後やってくるであろう本市の人口減少の抑制や地域経済の活性化にもつながると考えております。今後、行政と市民が一体となって持続可能な子育て環境の構築に向けた取組を進めることをここで改めてお願い申し上げます、私の一般質問を終えさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 2番 横田真澄君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午前9時34分

再開 午前9時45分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 関谷英樹君の発言を許します。

関谷英樹君。

○4番（関谷英樹君） 改めまして、皆様おはようございます。

傍聴にお越しいただいた皆様、暑い中、足を運んでいただきありがとうございます。

議席番号4番、無会派の関谷英樹です。

ただいま質問の許可をいただきましたので、通告に沿って質問させていただきます。

今日は秋の彼岸入りです。暑さ寒さも彼岸までと言いますが、本当に今年は暑く、猛暑日が長く続きました。9月に入っても本当に暑い日が続いており、昨日も全国各地で最も遅い猛暑日、35度以上を記録したと報道がありました。今日もとても暑くなりそうですけれども、この週末になると少し気温が下がり始め、最近も朝晩は少し涼しくなり、またスズムシの鳴き声も聞こえるようになり、ちょっと秋が近づいてきたなと秋の気配を感じるようになりました。

秋といえば実りの秋です。この秋にかけて、日本のおいしい農産物が全国で収穫が始まります。特に今年は米不足がすごく大きな問題となりましたけれども、早い品種ですと既に稲刈りも始まり、収穫が始まっており、10月、11月にかけてと、野菜であったり、日本の秋のおいしい果物が数多く全国で収穫が始まります。

では、ここで突然なんですけれども、国の果実と書いて「国果」、日本の国果は皆さん何か御存じでしょうか。

日本の国旗といえば日の丸、日本の国の歌、国歌といえば君が代、日本の国の木、国樹は桜、日本の花、これは桜や菊といいます。では、日本の国の果実は。これは、柿なんです。

柿は昔から全国で栽培されており、昔話、そして俳句にも出てきており、日本人にとってはすごいなじみ深い果物です。そしてこの柿、甘柿と渋柿がありまして、1,000種以上の品種があるんですけれども、甘柿の品種の中で生産量が一番高く、そして甘柿の王様と言われている品種、それこそが富有柿発祥の地、この瑞穂市で取れた瑞穂市の富有柿です。

富有柿は瑞穂市で収穫され、発送され、そして今全国でも栽培されるようになりました。そして、世界各地でも今は栽培されるようになり、日本の真裏、ブラジルでも今富有柿は栽培されています。本当にこの瑞穂市が発祥の地、富有柿、全国・世界に発信して、瑞穂市が誇る、瑞穂市と言えば富有柿という瑞穂市の代名詞となっている特産品です。

しかし、今、瑞穂市の富有柿の生産現場が大変危機的な状況です。今後、富有柿の発祥地として維持できていけるのか、5年後、10年後どうなっているのか、すごく心配な状況です。

今日は、そういった富有柿を守る取組について、まず最初に質問させていただきます。

2番目が瑞穂市の子育て環境について、3番目が新庁舎建設についてです。

新庁舎建設については、過去にも多くの議員の方が質問しておりますし、今回の一般質問でも多くの議員の方が質問されますけれども、私はこの議員になってからというか、議員になる一市民のときに感じていた、市民目線として感じていた新庁舎建設の進め方、そして市民の方の意見を基に今回新庁舎建設の質問をさせていただきます。

では、質問席にて質問させていただきますので、よろしくお願いします。

まず最初の質問、瑞穂の宝、富有柿を守る取組について質問します。

この富有柿についての質問は、今回3月議会で杉原議員が気候変動、富有柿の収穫時期が重

ならない別の品種の栽培による収益向上、また農地の管理をする、昭和ファームさんに引き受けてもらうといった話がありましたが、私も同じような観点を持っておりまして、特に瑞穂市の富有柿の栽培において、今大きな懸念が2つあると私は考えております。

その1つが気候変動、温暖化です。特に今年、梅雨入りが遅れ、6月からずっと高温が続いていたため、全国で多くの果実に被害が発生しました。山形県では、高級サクランボの佐藤錦が、水分が抜けてしわしわになる被害があり、ふるさと納税の返礼品に大幅に不足するという事態がありました。また、和歌山でも梅が大不作、シャインマスカットも身割れし、あと梨、そして柿でも日光に当たり過ぎて黒く日焼けする被害が多発しております。本当にありとあらゆる農産物、果実に被害が発生しました。

そして、特に深刻なのが害虫被害です。カメムシの被害。

今年、暖冬の影響でカメムシが越冬し、冬を越してしまい、今大量に発生して果実を吸う被害が全国各地で多発しており、全国の地域で注意報・警報が出るなど猛威を振るっています。農産物全般にカメムシの被害が発生していますけれども、柿の収穫量が全国トップの和歌山県では、主力の富有柿などで最大10億円のカメムシの被害が見込まれているそうです。

岐阜県では、これまであまり大きなカメムシの被害はありませんでしたが、今月から急激にカメムシの被害が増え始め、恐らく今後、収穫前までには被害が拡大し、過去に例がないほどのカメムシの被害が出るのではないかと考えています。今後も温暖化は続くと思われますし、なかなか対策を取るのには難しいかもしれませんが、今後柿栽培を続けていく上でカメムシの被害、温暖化対策を練らなければいけません。

そして、この温暖化ともう一つ別の大きな懸念が、農家の高齢化、担い手不足による生産面積の減少です。7月の施政方針説明会の際にも、市民の方から富有柿の栽培面積が減り、担い手不足の解消を求める意見があったと思いますが、これまでも本当に目に見えて、本当に毎年柿の栽培農地が減少していますし、恐らく今年も柿の収穫が終わった後、柿の木を伐採し、柿栽培を今年でやめられる農家さんが多数見えると思います。やはり昔と比べて明らかに栽培農地が減り、そして減少がさらに加速していくと思われます。

そこで、まず最初の質問です。

瑞穂市内で、柿栽培面積の過去と比べた増減数が把握していれば、教えてください。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） おはようございます。

柿の栽培面積は、柿振興会の会員の方の面積のJ Aのデータになりますが、平成21年が840ヘクタール、令和6年現在では530ヘクタールとなっており、15年間で310ヘクタールの減少となっております。

〔4 番議員 挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷英樹君。

○４番（関谷英樹君） やはり明らかにかなり大幅にこの数年間で減少しているという結果でしたが、続いて、市内での柿栽培農家の増減数を把握していれば教えてください。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 市内の柿栽培農家数は、こちらもちり振興会の会員数を報告いたしますと、平成21年が286人、令和６年現在で198人です。15年間で88人の減少となっております。

〔４番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷英樹君。

○４番（関谷英樹君） 栽培農家もやはりかなり減少しておりますね。柿振興会に入らずに栽培、出荷している方もいるので、実際の数はいくつはいるかと思うんですけども、やはり今明らかに会員数、柿の栽培農家は減少しております。

この富有柿の農地を守るには、担い手の確保が本当に急務です。それで、今、国では農業の担い手となり得る農家に対して認定新規就農者、認定農業者という制度を設けています。この認定新規就農者、認定農業者とは、農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定した農家といいます。

そこで質問ですけども、現在当市においての認定新規就農者、認定農業者数の人数を教えてください。また、その中で柿栽培に取り組んでいる方の人数を教えてください。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 現在の認定新規就農者はお二人で、うち１人の方が柿を栽培しておみえです。認定農業者は18名で、うち４名の方が柿を栽培しておられます。

〔４番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷英樹君。

○４番（関谷英樹君） では、次です。

次世代を担う農業者となることを志向し新規就農され、そして市町村が認定した認定新規就農者に対して、就農直後の経営確立を支援する資金を最長５年間交付する国の補助金、農業次世代人材投資資金という補助制度があります。こちらは１年で最大150万だったと思うんですけど、今ちょっと金額が変わってきてはいると思うんですけども、農業次世代人材投資資金の瑞穂市の交付人数、過去の交付人数、また現在の交付人数が分かれば教えてください。

また、その中で柿栽培に取り組んでいる方の人数を分かれば教えてください。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 就農準備資金の交付人数ですが、令和５年度にお二人となって

おります。この方は、お花の関係で準備資金をお支払いしておりますので、柿栽培の方ではございません。

あと、経営開始資金については、先ほど御紹介ありましたとおり、瑞穂市でも農業次世代人材投資事業補助金を活用しております。交付人数については、過去10年のデータになりますが、平成27年は柿栽培の方がお一人、平成28年はお二人見えて、そのうちの1人の方が柿栽培の方でした。あと平成29年は3人お見えで、うちお二人が柿栽培の方。平成30年は3名で、うち1人が柿栽培の方。平成31年は5人で、うちお二人が柿栽培の方。令和2年から4年は各年とも4人で、うち2人が柿栽培の方。令和5年はお二人で、お一人が柿栽培の方。令和6年はお一人ですが、この方は柿栽培の方ではございません。結果、現在も柿栽培を行っておみえなのはこの中で3名となっております。

〔4番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷英樹君。

○4番（関谷英樹君） 過去から比べても、少なからずこの国の補助金を受けながらも柿栽培を続けている方が見えるということで分かりました。

では、この補助金頼りになってしまっはいけませんけれども、やはり農業を始めるに当たって、やっぱり最初に高額な農機具の購入であったり、また収穫ができるまでに期間があり、すぐに収入にはならないので、そういった補助制度があることは新規就農の後押しになります。今後、富有柿の担い手となり得る人に対し、この補助金、農業次世代人材投資資金ということを知したり、栽培研修ができる環境がこの瑞穂市では必要だと考えていますけれども、そういった市では担い手確保に向けてのお考えはありますか。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 就農を希望される方につきましては、相談窓口が県や市やJAとあります。その中で連携を取りながら支援を行っているところで、その支援の中で就農研修拠点や各種補助金の紹介を行っているところです。

柿農家の方は高齢化や後継者不足で減少しており、市としましても新たな担い手の確保が必要であると考えておりますので、就農希望者を増やすためにも、先ほどの就農研修拠点や各種補助金などの紹介を、ホームページなどを通じて行っていききたいと思います。

〔4番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷英樹君。

○4番（関谷英樹君） 今、これは国の補助金なので、瑞穂市に限ったことはないですので、全国でこういった農業の担い手、かなり少ないですけども、瑞穂市においてもやはり柿栽培を維持するためにも、積極的にこういう補助制度があることを周知して、農家の確保に向けて努力していただきたいと思います。

今後、農家の方の高齢化により、富有柿栽培をやめる農家の方がさらに増加すると予測されますけれども、この栽培をやめる予定である農家の方を前もって市やＪＡが把握しておくことで、今後担い手候補が現れた場合に、スムーズに農地の貸し借りができると考えられます。

実際、先日瑞穂市外の方で、興味があつて柿栽培したいという方が見えただけですが、市のほうに相談しに行ったら、市では今後どこが空くか把握していないからＪＡに相談してほしいということで、ＪＡに行ったら、ＪＡのほうもやめられる方の管理はしていないということで、結局借りたいけど借りられない。実際に、今年恐らく柿の収穫が終わったらやめられる方がかなりいるんですね。そういう方も、もし担い手がいるのであれば貸したいという思いの方も結構見えると思うんです。そういったやめられる農家の方と担い手をマッチングする仕組みがこの瑞穂市には必要だと思います。

市では、現在こういった農家に柿栽培を継続していく予定であるか、また、もしやめる予定ならいつ頃やめる予定かなどと意見を聞く場を設けていますでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 先ほどお客さんが商工農政課のほうにお見えになって場所が紹介できなかったというお話でしたが、農地の貸し借りの相談や営農をやめる予定の農地につきましては、商工農政観光課にあります農業委員会事務局やお住まいの地域の農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんでも随時相談を受け付けております。

現在、貸したい農地として、柿畑というわけではございませんが、農業委員会で把握しておいて公表している面積は、令和４年度で１．１ヘクタール、令和５年度で５．２ヘクタールとなっており、農業委員会事務局窓口にて閲覧ができますので、ちょっと先ほどの紹介の仕方が申し訳なかったかなというふうに感じております。

農家の意見を収集する方法としては、令和４年度に一ツ木、座倉を含む七崎地区において、１０５件の農家を対象とした今後の意向調査を農業委員会で行ったこともございます。また今後は、毎年開催する予定の地域計画・目標地図を見直す協議会の場において、地元をよく把握してみえる区長さんからの意見の収集を行っていきたいと考えております。

〔４番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷英樹君。

○４番（関谷英樹君） 担い手不足というのは、この瑞穂市だけでなく、ほかの柿の産地も同じことが言えるんですけれども、やはり富有柿発祥の地として、瑞穂市モデルというんですか、担い手の確保に向けて、先ほど言われた農業委員会だったり、市のほうであったり、ＪＡとも協働して、一緒に今後どの土地が空くのか、担い手はどこにいるのかというのを前もって把握しておいたほうが、担い手も本当にすぐに柿栽培を始められると思いますので、そういったこともまた御検討を今後していただければと思います。

次の質問は、柿の販売所についてです。

以前までは、瑞穂市柿振興会の会員の方は、柿を巣南選果場に出荷して選果していましたが、そのときはほぼ毎日、選果場で選果した柿を、選果場の駐車場で大々的に富有柿の販売をしておりまして、市外からも富有柿を買い求めに見えるお客さんが多数見えました。

しかし、出荷量の減少、また選果機の老朽化のいろいろそういった理由がありまして、数年前から瑞穂市、北方、岐阜と一緒に柿を選果するようになり、今、岐阜の黒野の選果場で柿を選果しております。巣南の選果場では選果をされなくなりました。なので、今市場では、瑞穂の柿としては市場には出回らなくなっていました。

また、今その販売、これまで柿の出荷時期はほぼ毎日販売していたんですけども、今は岐阜の黒野で収穫した柿を巣南の選果場に持ってきて販売しているんですけども、今本当に大幅に日数も時間も減りましたし、岐阜と北方、そして瑞穂の柿が交ざって選果されているので、この販売している柿が瑞穂市で生産された柿なのか、北方で生産された柿なのか、それとも交ざってしまっているのか、どういう柿を販売しているのか分からない状況なんですね。純粋に発祥の地の瑞穂市の柿を買いに来た方に、販売がなかなか難しい状況になっております。

それで、今後こういった瑞穂市の特産品である富有柿、そして特産品、農産物を広めるために、農家さんが収入を増やして栽培を継続していくためにも、直売所や道の駅などの農産物が販売できる場所が必要だと思いますけれども、そういった計画はありますでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原幸幸君） 市としましてもＪＡぎふに確認しましたところ、関谷議員がおっしゃったとおりのことになりますが、ただ、今年も巣南の選果場にて富有柿の販売は一応行うということでした。予定では火曜日、木曜日、土曜日の週３回となって、９時半から正午までということでした。また、その時期には、選果場の周辺道路に柿販売ののぼりも立てる予定とのことでした。

市としましても、１１月３日に行われるみずほふれあいフェスタ会場にて柿振興会による販売や、東京都の瑞穂町の産業祭での富有柿販売などを今後予定しております。

〔４番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷英樹君。

○４番（関谷英樹君） 今、平日３日間の午前中は販売しているということだったんですけども、やっぱり以前は毎日夕方頃まで販売しておりましたし、市外から買いに来てみえた方は、販売時間が短縮されたことというのは知らないんですね。なので、買いに来て、やってないから違う場所を探そうと。なかなか個人の農家さんだとどこで売っているか分からない。そうなってくると、他市町の直売所に柿を買いに行く状況に今なっておりますので、こういった柿に限らず、農産物を販売できる場所を、今、瑞穂市では、私は必要だとは考えておりますの

で、今後御検討いただければと思います。

では、次に富有柿のPR活動についての質問です。

瑞穂市が富有柿の発祥地であり、特産品であることを広めるために現在取り組んでいるプロモーション活動や宣伝物があれば教えてください。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 改めまして、おはようございます。

それでは、議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和5年度に、富有樂狸を瑞穂市PR大使として任命させていただきました。富有樂狸は、毎年名古屋で開催されるにつぼんど真ん中祭りで、瑞穂市の特産品である富有柿をテーマとして演舞を行っており、今年は2日間の日程の中で、名古屋の様々な9会場で富有柿に関わる華麗な舞を披露いただきました。一度皆様におかれましても、富有樂狸の華麗な演舞を生で御覧いただけると幸いと感じております。

富有柿のPR活動や宣伝物につきましては、市の特産品パンフレットや市外からの観光者向けの瑞穂市ガイドブックに富有柿の歴史や発祥の地の紹介、市のホームページにおきましても、富有柿の特集ページを設けて富有柿のPRを行っておるところでございます。さらには、ふるさと納税の返礼品においても富有柿を取り扱っており、今年度からは複数の生産者の方に御協力いただき、特集ページを設け、商品数も増加いたしましたところでございます。

富有柿のシーズンである11月には、様々な場所での販売によりPRの場を設け、先ほど都市整備部長からも答弁がございましたが、ふれあいフェスタでは、柿振興会による富有柿の販売、東京都瑞穂町の産業祭においても瑞穂市の富有柿を取り扱っていただいております。今年度におきましては、静岡県菊川市の産業祭でもブースをお借りさせていただき、富有柿の販売を行う予定としております。

そのほかにも、FC岐阜の瑞穂市ホームタウンデーでは、市のPRとともに富有柿のPRを行っております。イベント当日のブースでは、かきりんのキーホルダー、縫いぐるみを販売しているほか、オープニングイベントにかきりんが登場し、瑞穂市イコール富有柿をアピールさせていただいております。

今後も、様々な形で「富有柿発祥の地」「富有柿」を市外へ発信していきたいと考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷英樹君。

○4番（関谷英樹君） 富有樂狸をはじめ、いろいろと富有柿のPRをしていただいているということが分かりました。

では、次にこのPRに関わってくる質問です。

毎年、富有柿の発送が始まる10月末になると、巢南郵便局の駐車場で、柿をゆうパック発送で引き受けるための臨時のテントスペースを造り、発送の特設窓口が開設されます。しかし、今年から郵便局側の事情もあり、この特設窓口の開設が廃止となります。この廃止となることを市では把握していますでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 巢南郵便局の駐車場での特設窓口は、平成24年に開始され、今まで続けてこられましたが、今年からは諸事情により廃止されることは郵便局から市長に報告があり、把握はしておりますが、市としても大変残念に思っております。

〔4 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷英樹君。

○4 番（関谷英樹君） 郵便局の担当の方に聞いたところによると、この特設窓口のほうには、柿を持ち込まれる1人当たりの個数はそれほど多くなく、大口で発送される場合は、これまでと同じく農家さんの御自宅などに伺って集荷はされるとのこと。また、柿農家ではない方が富有柿をどこか別の場所で購入して、その商品をこの特設窓口を持ち込まれて発送されるというケースも多いということで、何とか通常のゆうパック発送と同じように局内に持ち込んで対応できる見込みだとおっしゃっておりました。

しかし、特設窓口の開設が廃止となることで大きな問題点があります。毎年、巢南郵便局の窓口開設することを記念した富有柿出荷セレモニーの式典が毎年開かれておりまして、市長であつたり、郵便局関係者であつたり、瑞穂市の柿振興会の関係者も出席して、その様子は新聞やテレビのニュース番組でもほぼ毎回報道されておりました。瑞穂市が富有柿の発祥地であることが広く伝わる効果がありました。新聞の掲載では、地域欄ではなく県内版に掲載されて、岐阜県内にこの富有柿出荷セレモニーを知ってもらっています。またテレビ報道でも、県内だけではなく、東海地方のニュース番組でも報道されるときもあり、本当に瑞穂市を東海地方の方々に広く知ってもらう効果があったと思います。

しかし、今年からこの富有柿発送の特設窓口が廃止されることにより、出荷セレモニーも開催されなくなり、メディアでの報道がなくなってしまいます。これは瑞穂市のプロモーション活動にとって非常に大きな痛手となります。

これが富有柿について最後の質問になります。

瑞穂市が富有柿発祥の地であることを広く知ってもらい、瑞穂市をPRするためにも、この富有柿出荷セレモニーに代わる新たなプロモーション活動は考えていますでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 先ほど企画部長からもお話をしましたように、ふるさと納税における富有柿や関連商品の取扱数を増やしていくことや、ふれあいフェスタのイベントとして

柿の皮むき競争、柿振興会やJ Aぎふと連携して、小学校４・５・６年生とその家族や市内在住・在勤の方を対象とした、柿がどのように収穫され選果されるかなどを体験していただく収穫体験を行っていきたいと考えております。

〔４番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷英樹君。

○４番（関谷英樹君） メディアに対しては、何か新たなプロモーションはありますでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 先ほど説明しました柿収穫体験やフェスタなどは、報道機関へのプレスでこちらから積極的に投稿したいと考えております。

〔４番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷英樹君。

○４番（関谷英樹君） ぜひ富有柿発祥の地というのは本当に瑞穂市の強みですので、そこを生かしたいろんなイベントであったり、メディアでの報道なども今後もっとさらに拡大していただきたいと思います。

では、次、大きな項目の子育て環境についてです。

ちょっと時間の関係もあり、少し省かせていただきます。

まず１つ目、夏休みの放課後児童クラブについて質問させていただきます。放課後クラブの昼食について質問させていただきます。

この質問は、２年前に令和４年の９月議会で関谷守彦議員が質問されており、夏休みの放課後児童クラブでの子供たちのお昼のお弁当を用意することが保護者にとって大変負担となっており、夏休み期間中でも、保育所の子供たちの分は給食センターで調理して稼働しているんだから、放課後児童クラブで子供たちの分も併せて昼食を給食センターで調理することができないかという内容でした。その答弁として、法令上の問題や必要量を把握する問題、カロリーやアレルギーなどの献立の問題、運搬、搬入の問題があり、放課後児童クラブの各クラブの保護者会で意見や要望を聞きながら検討していくといった内容でした。

今現在、この放課後児童クラブによって昼食を注文宅配、デリバリーしているところもあれば、していないクラブもあり、放課後児童クラブによって対応が違うという保護者の方の意見がありました。ぜひ一律で注文宅配できるようにしてほしいという声が多数あります。

また、横浜市などでは、保護者の負担を軽減するために、夏休みの放課後児童クラブへお弁当を市で提供開始したと報道もありました。

今後、瑞穂市ではお昼御飯を提供したり、また全放課後児童クラブで統一して注文宅配できる環境にするお考えはありますでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 今、議員から御紹介がありました横浜市では、放課後児童クラブの昼食提供を今年度夏休みにモデル的に実施されたようであります。利用を希望される児童の保護者が、各昼食提供事業者が用意するウェブサイトから直接利用登録、注文、支払いをし、事業者が直接クラブへお弁当を配達するという方法で、1食400円だということです。

当市におきましては、夏休み期間中のクラブでの昼食は、原則保護者にお弁当を用意していただいています。ただ、クラブによっては、夏休み中の数回、保護者会でお弁当を注文されているクラブもあります。当市のクラブで昼食提供や宅配弁当を行うとなると、一番の懸念はやはり衛生管理や食物アレルギーへの配慮になると考えられ、対応は難しいと考えております。

しかしながら、保護者が注文から支払いまでの直接のやり取りは可能であり、保護者が納得できる内容のお弁当で、各クラブの保護者会が希望されるのであれば、検討する必要があると考えているところです。以上であります。

〔4番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷英樹君。

○4番（関谷英樹君） なかなか保護者の方が保護者会などに、ほかのところはそういった注文している、デリバリーをしているからという意見をなかなか言いにくいという言葉もありますので、ぜひ、できれば市のほうでも率先して、放課後児童クラブでまとめて一括して注文宅配できるような環境にしてもらえたらなという希望ですけれども、御検討いただければと思います。

では、次の質問です。

夏休みの放課後児童クラブにおいて、定員を超える申込みがあったと聞いております。今、子供たちが安全に集まることができる子供の居場所が求められています。今後、放課後であったり、長期休暇中に子供たちが安全に集まれる場所を確保するために、放課後児童クラブの規模を拡大したり、市内にはない児童館が必要だと考えています。県内では、この秋に海津市が福祉会館をリニューアルし、大規模な児童館を開設するとも聞いております。

そんな中、今議会初日の森市長の所信表明で、8月21日に相浦副市長と関係部署の職員の方で、小牧市のこまきこども未来館に視察に行かれたとのことでした。私も本当にたまたまその1週間前にこのこまきこども未来館、すごくメディアにも紹介されたり視察が多いと聞きまして家族で遊びに行ったんですけれども、本当にいろんないいところがあるとは思ったんですけれども、特に子育て支援センターが中にあったり、えほん図書館もあったり、ここに来れば本当に子育てに関わる全てのことが完結できる、かなえられる場所であるなと思いました。

また、小牧市民の子供は利用料が無料、バスの料金も無料と、小牧市はこども夢・チャレンジNo.1都市宣言をしているまちということもあり、本当にすばらしい施設だと私は感じました。

そこで、ぜひ視察された御感想と今後の児童館の必要性について御意見を聞かせてください。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 皆さん、おはようございます。

ただいま小牧市のこども未来館の視察についての関谷議員からの御質問にお答えさせていただきます。

小牧市のこまきこども未来館へは、8月21日に担当部署の職員と同行し、施設を視察してまいりました。瑞穂市とは人口の規模が違いますので、全て参考にすることはできませんが、随所にこれから瑞穂市でもできるのではないかとという事項も多くございました。視察を終えて、同行した職員から視察を終えての意見を集約し、一覧にまとめ、意見の共有を図ったところでございます。

視察を終え、多くの職員から出てきた意見としては、子供の成長、年代に合わせてデザインされており、子供の想像力を膨らませる仕掛けが随所にあり、何度も行きたくなるようなスペースが出来上がっているというものでした。また、支援が必要な子供を拾い上げる場としても位置づけられており、非常に参考になったという意見も多くございました。

この視察を終えての意見を踏まえ、瑞穂市においてできることは何か、何が必要かという視点からは、一番多くあった意見として、誰もが自由に来ることができる多目的なスペースの提供でありました。その多目的なスペースにおいて、いろいろな仕掛けをしていくことにより、支援が必要な子を拾い上げることに繋げるというものでございました。視察を終え、職員の意見からも、子供の居場所につなげるための多目的なスペースが必要であるという再認識をしたところでございます。小牧市のこども未来館のような児童館があることが理想ではございますが、瑞穂市においては、現状非常に難しいと思っております。

昨日、藤橋議員の御質問の折、お答えさせていただきましたが、現在フリースペースの候補の一つとしてココロかさなるCCNセンター、総合センター2階の福祉センター部分について検討を進めているところでございます。ココロかさなるCCNセンター以外にも、現有施設の中で活用できる施設、スペースを洗い出していきたいと考えております。単なる居場所づくりだけでなく、異なる年齢の子供たちがフリースペースで交流する中で、自らの発想で活動する場の仕掛けづくりを関係課が連携してつくり上げていけたらと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷英樹君。

○4番（関谷英樹君） 今、総合センターの2階で検討されているということで、ぜひ本当に今すぐにでも、そういった子供の居場所というのが必要だと思いますので、ぜひできれば早めに御検討いただいて、完成すればいいなと思っていますので、よろしくお願いします。

では、子育て環境について最後の質問になります。

この夏に、まちづくりに対する子供たちの意見を市長が直接聞くスクールミーティングを小・中学校で行ったり、夏休み中に小・中学生を対象に一日市長を開催したりと、森市長御自身が市内の子供たちと接する機会がとて多いと感じました。

こういった市の活動であったり、市長のこういった行動に私自身とても感銘を受けました。子どもまんなか応援サポーターを宣言している瑞穂市にとって、市長自らが子供たちに接して意見を聞くというのは、瑞穂市は子供を真ん中に据えて考えているという意思表示だと思っています。

今回、このスクールミーティングや一日市長の活動を通して子供たちと接する中で、子供たちからどのような意見があり、そして今後どのように子供たちの意見を市政に反映していくのか、市長の思いを聞かせてください。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 改めまして、皆さんおはようございます。

まずは、一日市長につきまして答弁させていただきたいと思います。

今回のこのイベントでございますが、市として初めての試みとして、市長の公務を体験することにより、瑞穂市のことを一緒に考えたり、瑞穂市が目指しているところを感じ取っていただいたり、さらには市の職員の仕事に興味を持っていただくことを目的に一日市長を募集しました。

こちらのほうは、当市が進めますDX化のツールでございますL o G o フォームというので応募をしていただきました。29人の小・中学生の児童・生徒さんから応募があり、これは抽せんとなってしまったんですが、12名の皆さんに4週に分け3人ずつ体験をしていただきました。毎回ですが、振り返りの会を設け、参加してくれた子供たちから感想をお聞きしましたので、幾つかを御紹介したいと思います。

ふだん入れない場所に入れたり、市長車に乗ったり、会議に参加したり、今後瑞穂市の人口が減っていくことや計画予定のことを教えてもらえてよかった。

体験前は、市長は実際には動かず、市長室にいつもいて、周りの人がたくさん動いているイメージだったが、市長は毎日仕事がぎっしり詰まっていて、休む暇もなく一生懸命動いて働いていることが分かった。

瑞穂市が、これからどのようなまちづくりを目指しているのかが分かった。

人生で初めて辞令や名刺をもらって、ちょっと大人になった気分だった。宝物にして額に入れて飾っておきます。

議場に入れたことがよかったが、実際の議会を傍聴して、物事がどのように決まって、どのように税金が使われていくのかを学びたいなどの感想をいただきました。大変しっかりした子

供さんたちでございました。

また、併せまして、保護者の方からもＬｏＧｏフォームを活用して御意見や御要望をいただきました。

御紹介いたしますと、市長さんとの距離が近く、いろいろと話ができたことがよかった。市長さんの仕事と瑞穂市や市役所のことをよく知る機会になり、すごくよい経験になった。

庁舎内や市のほかの施設の職場体験や見学会があるとうれしい。また体験会がありましたら、ぜひ参加させたい。

これからの未来を担う子供たちにとっては、とてもよい体験だったと思うので、もっと多くの方に体験していただける機会があればいいなと思うとの感想や御要望をいただきまして、とてもうれしく思っております。

このイベントですが、大変好評でしたので、来年度以降も引き続き実施をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 関谷英樹議員のスクールミーティングの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、今年度はスクールミーティングという形で行いましたが、昨年度は昼休みにミーティングを行うということで全小・中学校のほうにも伺っております。

こどもまんなか社会の構築には、先ほども御質問がありましたが、子供たちにとって何がよいことなのかということを考えること、もう一つは、こども計画を策定するというようなことになります。

このこども計画を策定するに当たっては、子供たちの意見を聞くことというのが、私はその計画の中に盛り込む必要があるということから、今年の５月から夏休みの前までの間に全ての小・中学校を訪問し、子供たちからたくさんの意見を聞くことができました。

なぜ市民病院が市にはないんですか。なぜ海外と友好都市は結んでいないんですか。生津校区にはコミュニティセンターがないので他の地域へ行っていますとか、友達同士と一緒に参加できるイベントを開催してほしい。ボール遊びなどができる公園をもっと増やしてほしいというような夢や希望に詰まった質問から、現在の通学路の道路の改修をしてほしいとか、体育館にエアコンをつけてもらいたいというような瑞穂市のこれからのまちづくりに参考になるような意見が子供たちからたくさん寄せられました。

そのスクールミーティングの場でもお答えは子供たちに答えはしておりますが、今回この子供たちからの意見を部長会に報告して、全ての部署で子供たちに対する意見をまとめて、これから策定するこども計画のほうに反映する。しかし、すぐに対応できるようなことは速やかに対応していきたいということを思っております。

少し答弁が2人で答えましたので長くなりましたが、スクールミーティングと一日市長、一日市長についても今年度から始めましたが、子供たちの体験する機会ということで設けた次第でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔4 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷英樹君。

○4 番（関谷英樹君） こどもまんなか応援サポーターを宣言しているからには、やはり子供たちの意見、思いを直接聞くというのはとても大切なことだと思いますので、今後も継続していただけるということですので、今後も継続して子供たちと接していただき、そして市政にそれを反映していただきたいと思います。

大きな質問の3つ目、新庁舎建設の進め方について質問させていただきます。

まず今議会の補正予算で、次回、新庁舎建設検討委員会を開催する際の委員報酬と5つの建設場所、候補地の事業費を算出するためとして、新庁舎建設基本計画策定支援業務委託料が計上されましたが、今現在の新庁舎建設に向けての進捗状況があれば教えてください。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 新庁舎建設に関し、これまでに瑞穂市庁舎将来構想や瑞穂市新庁舎建設基本構想を策定し、新庁舎建設に向けた方向性を示してきました。令和4年度には、基本計画の策定に向け新庁舎建設検討委員会を設置し、只越地域を第1候補地とする中間答申の提出をいただきました。只越地域は市街化調整区域でありますので、都市計画協議を現在進めているところでございます。以上でございます。

〔4 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷英樹君。

○4 番（関谷英樹君） まず、私、議員になる前の一市民の立場として、新庁舎建設のことを市民目線でどういうふうに動いているのか考えていましたけれども、これはほかの議員の方もおっしゃって見えましたが、土地購入代などの新庁舎建設に係る総事業費を算出しておらず、また、ほかの候補地の予算を算出せずに、その予算の比較もせず、中間答申を出していることに私は非常に驚きました。

確かに新庁舎建設検討委員会の委員から、制約を与えられる中で決めることもなく自由に考えさせてもらったと発言があり、大いに夢を語っていただいたと以前石田総務部長は答弁されておりました。

確かに場所の制限や予算等考えずに自由に建設場所を決めることに関しては、悪くはないと思うんですけれども、そうした制限なく自由に決めた後に、中間答申を出す前に予算の比較をして、その上で予算も考慮した上で第1候補を中間答申とすべきだったと私は思っております。

では、只越が今建設場所の第1候補地ですけれども、どこの候補地に建設するにしても、建

設金額ですね、土地購入代や道路拡張費など全てを含む総事業費の上限は設定していますでしょうか。また、もし設定していない場合は今後設定する予定はありますでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 現時点では、新庁舎建設事業における総事業費の上限となるものは決めておりませんが、他市町の新庁舎の建設状況などを参考にしながら今後検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷英樹君。

○４番（関谷英樹君） 今、第１候補の只越でもし建設する場合は、総事業費が120億円ぐらいかかるのではないかというふうに言われていますけれども、今後資材高騰などにより、仮にもっとそれ以上かかるとなってしまった場合、建てるとなると、やはりすごく負担になってしまいます。

今、瑞穂市と同じく新庁舎建設を進めている御嵩町では、先月、新庁舎建設とともに建設する予定だった町民ホールの計画を中止して、17億円分の事業費を削減したという報道もありました。ですので、こういったある程度上限を決めて、建設設計や建設場所を考慮して、そういった事業費を削っていく努力が今後必要になってくると思います。

では、次に、最終答申の前に候補地ごとの総予算額を公表するとのことでしたけれども、公表してどのように議論していく予定でしょうか。例えば、これまでのように評価シートを使い、各候補地ごとに点数をつけて今までありましたけれども、今回もこの予算額という評価項目を追加して、これまでと同様に点数をつけて評価するのか、それとも評価シートは使わずに、公表された各候補地の予算額を見て比較するのか、どのように議論する予定でしょうか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 現時点においてですが、庁舎建設につきましては、新庁舎建設検討委員会より、市街化調整区域である只越地域を第１候補地とする中間答申をいただいております。それに基づきまして都市計画協議を進めているところでございますが、その協議の状況によって、新庁舎建設検討委員会にももちろんフィードバックして、その取扱いをどのように皆さんが考えるかということを協議していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷英樹君。

○４番（関谷英樹君） 今後、そういうほかの候補地も含めた予算額を公表して、例えばせっかく今只越を第１候補として詳細な内容もある程度進めている中で、最終答申前に各候補地の総事業費を公表し、仮に只越の事業費が高くなってしまったり、只越ではもし建設しないとなってしまった場合に、これまで只越で進めていた新庁舎に関する詳細は何だったのかというふうに

なってしまいます。

また、仮に総事業費が高くなってしまっても、只越で造るというふうに内容、ある程度詳細を進めているわけですから、予算のことはある程度目をつぶって進めてしまおうという、そういった予算を軽視して進めてしまわないかと私は懸念しております。いずれにしても、予算を今後提出してどのように比較するか、仕方を本当にしっかりと決めていただきたいと思っています。

では、次1つちょっと質問を省かせていただきます。

これは最後の質問になります。

瑞穂市と同じく、今、美濃加茂市でも新庁舎建設を進めております。美濃加茂市では、一度新庁舎建設が白紙となりまして、現在4つの候補地を定めています。美濃加茂市は、新庁舎の建設に向けて、障害者の方、子育て世代の方、外国人市民の方、それぞれに該当する市民の方を対象とした新庁舎整備ワークショップを開催しており、また加茂高校の生徒が新庁舎整備をテーマに地域課題を研究する取組もしております。

また、新庁舎整備情報サイト「みんなの新庁舎」というサイトで新庁舎建設の動向を発信したり、広報でも毎月新庁舎整備事業の進捗をお伝えする連載をしており、毎号市民の方に、新庁舎をどのように進めているかということを進めている状況で、まさしく市民との対話を大切にしながら、市民の方と共に新庁舎建設を進めようとしているのがすごくよく伝わってきます。

しかし、瑞穂市では、4年前の令和2年に市民説明会を3回行ったのみです。また、これも市民の方の意見を聞くためのワークショップというわけではなく、あくまでも建設に向けた説明会という名目で開催されたわけであって、この3回の説明会を行った以降、この4年間、一切新庁舎について市民の意見を聞く場は設けていないはずです。

また、市長の諮問機関である瑞穂市新庁舎建設検討委員会では、10回過去に開催されておりますけれども、委員はたしか12名だと思いますけれども、12名と限られた人数の中で議論したのみで、市民の意見を集約しているとはとても言えないと思います。

ほかの市と比べるのはどうかと思いますけれども、同じ県、同じときに新庁舎を建設しようとしている美濃加茂市と比べても、積極的に市民の意見を取り入れた新庁舎づくりをしている美濃加茂市に対して、当市では、市民の意見を取り入れることに非常に消極的な新庁舎建設の進め方をしていると思います。

恐らくこのままでは、市民が本当に知らぬ間に新庁舎建設が進み、予算であったり、規模であったり、建設場所であったり、知らないまま新庁舎建設が進んでしまう。そんな新庁舎、市民の方が愛着が持てるのかどうか疑問です。

まず市民説明会、新庁舎建設基本計画を策定する際に開催する予定だということでしたけれども、やはり市民に愛される新庁舎にするためにも、今後市民の意見を本当に積極的に取り入

れた新庁舎建設をすべきだと私は考えておりますが、そのような考えはありますでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 市民の意見を積極的に取り入れた形での新庁舎をということでございます。

そういう点を考えまして、私どもといたしましては、新庁舎建設検討委員会におきまして、ここありきという形での討論はしていただきませんでした。ここありきという形でやれば、金額的にも予算的にも位置的にも限定された場所で検討するというところでございますので、自由な発想を持って検討していただいた、この点につきましては御理解をいただきたいと思っております。

市といたしましては、新庁舎建設基本計画を策定するまでに市民説明会やパブリックコメントを実施して、多くの市民の皆様の御意見を聞いていこうというふうに考えております。以上でございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷英樹君。

○４番（関谷英樹君） 今後、市民の方の意見を聞くということでしたけれども、仮に市民の例えば意見を聞かなくても、別に新庁舎自体は建設できるのかもしれませんが、やはり新庁舎は市民の顔となり、そして市民の方に利用してもらい、愛される新庁舎にすべきだと思います。そういった意味では、やはり市民の方の意見を吸収し、それを取り入れた新庁舎建設に私はすべきだと思っております。

そういった意味でも、ただ単に開催するわけではなく、積極的に本当に市民の方に意見を聞いて建てているということが分かるぐらい、積極的に市民の意見を聞く場を設けていただきたいと思いますので、今後ともぜひそういった場を広げて開催をお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） ４番 関谷英樹君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時52分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

３番 北村彰敏君の発言を許します。

北村彰敏君。

○３番（北村彰敏君） 皆様、改めましてこんにちは。

議席番号３番、日本維新の会、北村彰敏です。

議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

市民の皆様、本日は傍聴いただきありがとうございます。

今年度、瑞穂市では、子供たちの夏休み期間中に一日市長体験という取組が行われました。この活動は、子供たちが市政の現場を学び、行政の仕組みを実際に体験する貴重な機会となっており、近隣自治体ではあまり見られない取組です。次世代を担う子供たちが市政に関心を持つことは、瑞穂市の未来にとって非常に意義深いものであり、今後も多くの子供たちが参加できるような活動が続いていくことを期待しております。

さて、本日は以下の4つのテーマについて質問させていただきます。

1つ目は、給食費無償化と多子世帯の負担軽減について。

2つ目は、共同親権導入に向けた取組について。

3つ目は、ハラスメント防止条例の必要性について。

最後に、新庁舎建設における市民参加の重要性についてお伺いいたします。

それでは、質問席にて進めさせていただきます。

最初に、給食費無償化と多子世帯への負担軽減についてお聞きします。

まず最初に、多治見市における給食費に関する最新の取組について報告いたします。

8月20日に、多治見市は2026年度から市内の中学生を対象に給食費を無償化する方針を発表しました。これは市内に在住の中学生約2,540人を対象としており、公立・私立を問わず全ての中学生が無償化の対象となります。さらに、アレルギーなどの理由で給食を受けていない生徒には、相当額を補助する方針も示されております。この無償化の実現には、年間で約1億8,000万円の事業費が必要とされており、その財源は行政改革などを通じて確保する予定です。

また、愛知県みよし市では、中学生以下の全ての子供を対象に、2024年度から給食費を無償化する方針を明らかにしました。これにより、市内に住む3歳以上中学生以下の全ての子供の給食費が無償化される予定です。この取組により、子供1人当たり年間で約6万円から6万7,000円の負担が軽減される見込みです。みよし市の市民からは、浮いたお金をほかのことに回せるからありがたい、物価が高騰しているので助かるといった声が寄せられているとのこと。さらに愛知県内では、みよし市以外に豊田市や豊根村など6つの自治体が公立小・中学校の給食費の完全無償化を実施しており、保護者の負担軽減や少子化対策を目的としております。

次に、岐南町の事例についてです。

去る令和6年7月26日、県内で最も早く給食費無償化を実現した岐南町に、馬淵ひろし議員、関谷英樹議員、私、北村の3人で給食費無償化についての視察に行っていました。岐南町住民部の部長、課長、会計年度任用職員、そして2名の岐南町議会議員を交え、お話を伺う機会をいただきました。そのときに、岐南町の執行部へ幾つか質問をさせていただきました。皆様にも知っていただきたいので、回答を含めお伝えします。

給食費無償化のための財源はどのように確保されていますか。「令和6年度学校給食費助成

金歳出額は約1億1,000万円で、全て一般財源となっており、ほかの事業に影響することなく財源は確保できております。」

長期的に町の財政に与える影響について、どのように評価しておりますでしょうか。「人口増による交付税算定需要額、住民税、固定資産税の増額が見込まれるものの、経常的に多額の費用が必要となるため、今後は財政的負担が増え、影響が出ることも考えられます。」

実際の定住促進、少子化対策としての効果はどのように評価されていますか。「他市町の人口が減少する中、当町の人口は事業導入前の平成25年3月末から10年間で約2,000人増えており、そのうち15歳未満の人口は約50人増えております。これは、本事業を継続してきたことにより、一定の効果があるものと考えております。」

保護者や学校側の意見や反応はどうか。「アンケートは実施しておりませんが、保護者からは、給食費の負担がなくなり、ありがたいという意見がある一方、学用品費の無償化を望む意見もありました。」

給食の質や内容に変化はありますか。「月額給食費分を助成する制度であることから、給食予算は安定しており、食材費や調理費予算を削減することなく、また質素化することもあります。」

給食の提供業者や質の管理にはどのような変化がありましたか。「調理センターの業務は全て直営で行っております。給食費無償化に伴い、未納等の発生がなく食材費が安定して確保されているので、量や質の管理はしやすくなりました。」

経済的に困難な状況にある世帯の転入増加や学力低下、風紀の乱れが実際に発生したかどうか、データや報告はありますか。「データや報告は受けておりません。そういった話は聞いたことがありません。」

給食費無償化が教育以外の分野、例えば公共サービスや福祉に与えた影響について教えてください。「把握できておりませんが、公共福祉サービス等の利用量が増えていることから、間接的に影響を与えている可能性も考えられます。」

給食費無償化のデメリットは何かありますか。「特にありません。」

このように、岐南町では給食費無償化が実施されており、人口増加という成果も確認されています。また、中学校での成績が上がったという報告もあり、保護者が給食費の負担を軽減できたことで教育費にお金を回すことができたと考えられます。

文部科学省の調査によれば、全国的にも約3割の自治体が学校給食費の無償化をしており、多子世帯などに限る一部無償化を含めると約4割になります。特に多子世帯に対する給食費の値上げについてはその影響が大きく、物価高や現役世代の実質賃金の低下、社会保険料の負担増を考慮すると、給食費の負担がさらに重くなることが懸念されます。

一方で、就学援助は経済的に厳しい家庭を対象にしたものであり、多子世帯全般が対象にな

るわけではありません。就学援助を受ける基準に満たないが、それでも多子世帯にとって給食費負担が重いという家庭も多く存在します。こうした家庭を支援するためにも、多子世帯への給食費値上げの影響を軽減する措置が必要です。

6月議会では、給食費の無償化や値上げの負担軽減措置に対して、恒久的な財源の確保が難しいとの答弁がありました。しかし、岐南町の事例では、給食費無償化の導入後、流入人口が増加し、その結果、住民税や交付税が増加しました。これにより、全額が町の負担になるわけではなく、増加した税収によって財政が補強され、長期的な投資としての効果が現れています。このように無償化による効果は、財政の負担を軽減し、地域活性化につながる可能性があります。

一方で、山口市のように、給食費無償化を行っても人口が減少している自治体も存在します。このことから、給食費無償化が必ずしも単独で人口増加を実現する策とは限らないことも理解しておく必要があります。人口減少にはほかの要因も絡んでおり、施策の組合せや地域の総合的な魅力向上が求められます。

とはいえ、岐南町の例では、給食費無償化が効果的に働き、人口増加や税収の向上が実現しています。このように、地域の特性や状況に応じた施策の導入が将来的なメリットをもたらす可能性があります。瑞穂市も、長期的な視点から見ると、財政の投資として給食費無償化や負担軽減策を進めることで地域活性化や市民支援を図ることができるのではないのでしょうか。

国が大規模な支援を実施する前に、市が率先してこうした施策を導入することで、瑞穂市のイメージアップや他自治体との差別化が図られ、人口増加や税収向上といった将来的なメリットを享受できると考えられます。

そこで質問です。

給食費無償化の導入により、市の負担が約3億3,000万円全額に上るわけではなく、人口増加や住民税の増加に伴う税収の増加で財政を補完できる可能性があると考えられます。この点について、市としてどのように評価されておりますでしょうか、お伺いします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 議員の御質問にお答えします。

令和5年度の給食センター費の決算額は5億6,711万9,433円となっております。その内訳は、食材費が3億2,319万3,282円、管理費が1億2,044万1,922円、事務費が6,001万9,379円、人件費が6,346万4,850円で、管理費、事務費、人件費の合計は2億4,392万6,151円、この金額は、学校給食法第11条第1項の規定により市の負担となっております。

給食センターは、竣工から17年が経過し、年間200日以上稼働しておりますので、設備や器具の劣化が心配されるところです。また、耐用年数を超えて使用している状況のため、今後補修あるいは更新に係る多額の費用が必要となってきます。今年度は給食配送車1台を更新しま

すが、限られた予算の中では緊急性の高いものから順次対応していくことしかできない現状となっています。

そのような中、約3億3,000万円の予算を確保していくことは難しいと判断しております。給食費につきましては、保護者の方に御負担していただく必要があると考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。以上であります。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 給食費の無償化の導入は、瑞穂市のイメージアップにつながり、他自治体との差別化を図る絶好の機会であると考えます。全国的にもこのような施策が進んでいる今、早期に導入することで地域活性化や市民への支援強化を図ることができると思いますが、市としてこのタイミングでの実施についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） これまでも答弁させていただいておりますけれども、給食費の無償化は、市長の政策的判断ではなく、国の施策として実施していただきたいと考えるところです。

昨年12月に、国の「こども未来戦略」を踏まえた学校給食に関する実態調査の結果が公表され、現在小・中学校の給食の実施状況の違いや法制面等も踏まえ、課題の整理が行われ、具体的方策が検討されていると思われますので、学校給食費無償化の実現に向けての動向を注視しながら、その結果を踏まえて判断していきたいと考えるところであります。以上であります。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 給食費を無償化している愛知県の津島市なんですけれど、給食費無償化について先日問合せをしました。人口は5万9,649人、対象児童約4,000人、予算規模は約2億7,800万円です。津島市では、市長自らユーチューブで給食費無償化の情報発信をしております。津島市では、以前までは医療費無償化をやっておらず、近隣からそういったイメージがついてしまったそうです。それもあり、給食費無償化を行い、今は子育てに手厚いまちのイメージになったそうです。

次の質問です。

多子世帯に対する給食費値上げの負担軽減措置を積極的に検討することができないか、市の見解をお伺いします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） まず、今年度より就学援助制度の条件緩和を行い、経済的に厳しい家庭の給食費を援助できるようにしております。そして、他市町の条件を参考にし

て、来年度さらに緩和できるよう事務を進めております。

多子世帯への支援につきましては、就学援助制度との調整を図りながら、国の「こども未来戦略」を踏まえた学校給食に関する実態調査の結果や物価高騰の状況、支援する場合の財政負担等も踏まえ、現在検討を重ねている段階ですので、御理解いただきますようお願い申し上げます。以上であります。

〔3 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） 検討を重ねていただけているということで、ぜひよろしく願いたいです。

最後に、冒頭で話しました一日市長体験について、改めて触れさせていただきます。

この取組は近隣自治体ではあまり見られないもので、瑞穂市の子供たちに市政を体験させ、次世代の市民としての意識を育てる貴重な機会となっております。また、こうした独自の取組や給食費無償化、多子世帯の負担軽減策といった支援策を率先して進めることで、瑞穂市のイメージアップや地域の活性化が図れると考えます。今後も、市民に寄り添った施策を率先して進めていくことで、瑞穂市がさらに住みやすく魅力的なまちになることを期待しております。

次の質問に移ります。

次に、共同親権導入に向けた取組についてお聞きします。

2026年5月までに施行予定の改正民法では、父母の双方が協力して子供を養育する共同親権が正式に導入されることになります。この改正は、1898年の明治民法施行以来の大きな転換点であり、日本社会における親子関係の在り方に深い影響を与えるものです。法務省の調査、父母の離婚後の子の養育に関する海外法制についての結果によると、現行制度では離婚後に単独親権のみが認められているのは日本、インド、トルコであり、世界的には少数派です。ほかの多くの国々では共同親権が広く認められております。

瑞穂市では、過去5年間のデータに基づき、婚姻数が減少傾向にある一方で3日に1組の割合で離婚が発生していることが確認されております。具体的には、令和元年から令和5年までの間で婚姻数は637件から538件へ減少し、離婚数は151件から149件へと推移しております。このような状況は、離婚後の子供と親の関係維持がますます重要であることを示しており、地方自治体としてもその支援に力を入れる必要があります。

一方で、離婚や別居に伴う親子関係の断絶や面会交流の困難さが子供の成長に悪影響を及ぼすことが懸念されております。厚生労働省が公表した「令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果」によると、別居親と子供が全く会えない親子断絶の割合は、父親の場合で69.9%、母親の場合で51.9%に達しております。このような高い割合は、地方自治体が親子交流の支援策を導入し、子供の権利を保障することが急務であることを示しております。

また、共同親権の導入に伴い、自治体が提供する支援や啓発活動の強化が求められております。親子交流の促進や養育費の確保といった実務面での課題も多く、特に独り親家庭の支援策は欠かせません。既に羽曳野市や明石市などの自治体では、共同養育の啓発や面会交流支援事業を実施しており、他の自治体でも同様の取組が検討されております。

このような背景を踏まえ、瑞穂市における共同親権や共同養育に関する取組の現状と今後の計画について、以下の質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問です。

共同親権導入が決定され、施行は2026年5月までです。法改正後も離婚届を受理する窓口は市役所であり、市民からの相談が寄せられることが想定されます。瑞穂市として、この法改正の内容を理解していく必要があると思いますが、どのように進めていく予定でしょうか、お伺いします。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（臼井敏明君） 皆さん、こんにちは。

北村議員の御質問にお答えさせていただきます。

離婚届などの戸籍の届出について担当する部署としましては、改正民法の成立から現在に至るまで、法改正部分も含めて共同親権に関する国からの通知、説明等の情報が一切ない状況であります。また、岐阜地方法務局管内におきまして、法務局と管内の市町が戸籍等に関する情報共有や勉強会などを行う協議会を定期的に開催しておりますが、現時点では一切情報が入っていない状況であります。

したがいまして、まずは法改正に関する情報収集を行い、内容の理解を深めるよう努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 大阪府羽曳野市では、共同養育に関する現状と課題を市民に理解してもらうための動画をユーチューブで公開するなど、積極的な周知啓発活動が行われております。こうした取組は、共同親権制度の円滑な導入と定着に向けて非常に有効です。

瑞穂市では、共同親権や共同養育に関する周知啓発活動をどのように進める予定でしょうか、お伺いします。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（臼井敏明君） 先ほど答弁させていただいたとおり、現時点では正式な情報が入っていない状況であります。

周知と啓発につきましては、市民に誤った情報を提供しないようにする必要もありますので、

国からの通知、説明等がなされた後、共同養育に関連する部署等と協議し、周知について検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

〔3 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） 他の自治体では、もう既に活動が始まっておりますので、ぜひ瑞穂市としても積極的にやっていただきたいとは思っております。

次の質問です。

これまで学校や保育園・幼稚園の入学式や卒業式、運動会などの主要行事において、別居親の参加は現場の裁量に委ねられており、同居親権者である保護者に配慮して別居親が参加しづらいケースが見られました。

今後、子供の日々の努力を父母両方に見てもらふ機会を確保することが子の利益に資するものと考えられますが、瑞穂市として別居親の学校行事参加をどのように対応していく予定でしょうか。例えば、各家庭2人までという制限がある場合、同居親側が2名参加すれば別居親は参加できなくなり、事実上、別居親は行事に参加できないのではないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 改めまして、こんにちは。

学校行事は、保護者の方が子供の成長過程を直接見ることができる貴重な機会だと思います。入学式や卒業式はもちろん、運動会等では自分の子供の一生懸命な姿を見ることで、その成長を実感し、喜びを感じることができ、保護者としみしても非常に感慨深く、大切な思い出となるものと考えます。

さらに、保護者の方の学校行事への参加は、学校の教育方針や学校生活について理解を深めることにもつながります。保護者の方が積極的に学校行事に関与することで、学校との連携がより一層強化され、学校と保護者が共通の願いを持ってお子さんへの成長への支援をすることにもつながると思います。

近年、家庭環境や生活形態が多様化していく中で、別居親の方々にも子供との関わりを大切にさせていただくことは、教育委員会としみしても重要であるとは理解しております。しかし、別居親の学校行事への参加については、家庭環境や親子の関係が個々の家庭によってその状況は異なっており、一律の対応は難しいかと思っておりますので、各家庭で判断をしていただきながら、学校としては個別の対応が必要であると捉えております。以上でございます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） そうなりますと、関連質問として、例えば今のところはそういった別居

親に対してとかの対応のためのマニュアルとかというのはないような状況ですかね。取決めとかは。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 市として統一したマニュアルはございませんが、各学校でそれぞれの状況において、保護者の方と相談をしながら対応しているところでございます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） 大東市では、昨年度から養育費の確保に必要な手続に関する費用の一部を支援する養育費確保支援補助事業が始まり、独り親世帯への支援を強化しております。また、岐阜市をはじめ他の自治体でも独り親家庭の養育費支払い継続を支援するため、公正証書等の取得に必要な費用を補助する取組が行われております。

瑞穂市でも、養育費の確保に向けた支援策、例えば公正証書作成費用の補助などの導入は検討されておりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 養育費の確保等の観点から、公正証書等に記録することは有効的な手段であると認識をしておりますが、議員の言われる公正証書作成費用の補助の導入につきましては、現在考えておりません。

しかし、先進他市町の補助事業について調査・研究は今後進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） 岐阜市に、養育費取り決め支援事業について問合せをしました。令和3年10件、令和4年27件、令和5年32件、ちょっとずつでは増えてきている状況です。なぜ広がったのかを聞いたところ、チラシを作ったり、ホームページの周知で徐々に知られていったという回答を得ました。

共同親権の導入は、子供の利益を最優先に考えた法改正であり、地方自治体としてもその実施に向けた具体的な施策が求められています。他の自治体では、共同親権や共同養育に関する周知啓発活動や親子交流支援事業が進められており、瑞穂市としてもこれに準じた対応が必要です。瑞穂市での取組が、離婚や別居後も子供が両親との関係を良好に保つためのサポートを提供し、市民全体にとってよりよい環境を整える一助となることを期待しております。

次の質問に移ります。

ハラスメント防止条例の必要性についてお聞きします。

まず、令和5年に柏市で実施された議員から職員へのハラスメント調査の結果についてお伝

えします。

この調査によると、8.6%の職員、つまり1,827人中157人が「柏市議会議員からハラスメントを受けた」と回答しており、さらに24人中6人、つまり全体の25%の議員が「議員間でのハラスメントを受けた」と報告されています。また、17.3%の職員316人が「他の職員や議員がハラスメントを受けているのを目撃した」と答えています。さらに、ハラスメントを受けた際の対応に関する調査では、13.8%に当たる252人が「何もしなかった」と回答しており、これは最も多い割合です。この結果は、報告されていないケースがさらに多い可能性を示唆しており、ハラスメントの根深さと未解決の問題の深刻さを浮き彫りにしております。

次に、岐阜県内の状況にも触れます。

2022年、山県市議会の行政視察において、当時の議長が同僚の女性議員を自身の宿泊部屋に呼び出す行為が問題視され、辞職勧告決議が可決されました。また今年、岐南町と池田町では、女性職員に対するセクシャルハラスメントが第三者委員会によって認定され、両町の町長が相次いで辞職しています。さらに美濃加茂市では、議員が姉妹都市の外国人女性に対して不適切な行為を行ったことが問題となりました。

各務原市では、市長などの特別職を対象としたハラスメント対策の条例案が市議会に提出されました。この条例案では、市長などの特別職が職員にハラスメントを行った場合の対応を明確に定めています。従来のルールでは特別職は対象外であり、内部調査が不十分となる可能性がありましたが、この条例案ではハラスメント処理委員会に弁護士などの有識者を加え、さらに別の有識者による審査会が事実認定と処分を行う仕組みが導入される予定です。これにより、ハラスメント問題に対する迅速かつ公正な対応が期待されております。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

瑞穂市では、平成30年10月のハラスメント防止要綱を策定以降、何件のハラスメント相談や事例がありましたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員の御質問にお答えいたします。

瑞穂市職員のハラスメント防止等に関する要綱に基づきまして職員から相談のあった件数ですが、平成30年度は1件、これはセクハラ相談です。31年度は2件、パワハラ相談、令和3年度1件、パワハラ相談、令和5年度1件、パワハラ相談、令和6年度につきましては、現在のところまでに2件のパワハラ相談がございました。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 今お答えいただいたように、瑞穂市ではハラスメント相談や事例の件数が少ない傾向にありますが、その要因と、職員がハラスメントを報告しにくい環境が存在する

可能性について、どのように分析されておりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） どの点をもって相談件数が少ないかということをおっしゃってみえるのかちょっと分かりませんが、先ほど柏市についてお話があったと思うんですが、こちらの柏市は人口約43万6,000人の都市でありまして、職員数も約ですが2,900人ほど正職員がいます。岐阜市より大きなまちということです。

柏市議会が実施した調査は、匿名でのアンケートですので、そのアンケートの結果がイコール相談件数と単純には考えにくいというふうに考えております。県内のほかの市町村との比較ですが、当市の相談件数は必ずしも少ないというわけではありません。市としましては、今後とも相談しやすい環境の整備やハラスメントに関する職員の意識を深める研修などを実施するように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 瑞穂市職員のハラスメント防止等に関する要綱の第6条には、市長は、ハラスメントの防止及び排除を図るため、職員に対し、研修等を通じた意識啓発そのほか必要な措置を講ずるものとする定められております。

この規定に基づき、現在行われている取組や今後の予定についてあればお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 御存じのとおり、ハラスメントとは、他者に対する言動によって、本人の意図には関係なく相手を不当に不快にさせるなど、精神的・身体的な苦痛を与える行為をいいます。その結果、職場環境を悪化させ、職員の能力発揮や公務の能率的な遂行を阻害することになります。

当市におきましては、職員研修や瑞穂市ハラスメント防止指針でハラスメントに該当する言動や事例を学び、職員の意識改革に努めております。

ここ何年かの取組といたしましては、平成30年度には保育士も含めた全職員を対象としたハラスメント研修を4回実施し、191人の職員が受講いたしました。また、議会においても、平成30年度に議会議員研修として、弁護士を講師としたハラスメント研修が行われておりまして、職員のほうも受講をさせていただいております。

令和元年度には、保育士を対象としたセクハラ・パワハラ研修を実施し、会計年度任用職員も含め129人の保育士等が受講いたしました。

令和2年度は、eラーニングによるパワハラ防止研修を行い、会計年度任用職員を含む181人が受講いたしました。

令和3年度は、ハラスメントに関する内容を含めた瑞穂市職員コンプライアンス行動指針研

修を4回実施しました。

令和4年度は、不当要求対応研修としてカスハラ（カスタマーハラスメント）、パワハラについて研修を実施いたしました。

令和4年度4月1日には、瑞穂市ハラスメント防止指針を公表し、全職員に周知を行い、これ以降、毎年4月に、この指針と併せてセルフチェックやハラスメント相談窓口についても職員への周知を図っております。特に新規採用職員については、入庁直後、毎年5月頃に実施しております人事担当部課長による面談において、ハラスメント相談窓口の周知を必ず行っております。

今後の予定といたしましては、令和6年度の職員研修として、セクハラ・パワハラ防止研修を計画しております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 非常に多くの取組をされているということで、今後もぜひ続けていただければと思います。

柏市のアンケート結果の状況を踏まえると、報告されている事例以外にも、実際には表に出ていないハラスメントが瑞穂市でも存在する可能性があります。これを未然に防ぎ、全てのハラスメントに対処するためには、瑞穂市においてもハラスメント防止条例の制定が急務であると考えます。県内では、池田町、岐南町でも各務原市と同様の条例制定を目指しております。

ハラスメント防止条例の制定について、市としての見解をお伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） ハラスメント防止条例については、市長部局と議会とでは基本的に制定の主体が違ふと考えますので、ここでは市長部局の考え方を述べさせていただきます。

現在の瑞穂市職員のハラスメント防止等に関する要綱は、職員間のハラスメントについて規定した法令で、特別職や議員からのハラスメントは対象外となっております。

先般、白川町では特別職や議員に職員を加えたちょっと珍しいハラスメント防止条例が可決されましたが、各務原市、岐南町及び池田町では特別職などを対象としたハラスメント防止条例制定の動きがあるようです。当市といたしましては、まずはその状況や内容を把握してまいりたいと考えております。

また、全国的に多くの自治体では、自治体職員間のハラスメント防止等については要綱や規程等に定められており、議員さんについては、政治倫理条例で規定する政治倫理基準において定めている自治体があります。

当市にも、平成19年9月議会において、北村議員さんの先輩方の議員によって発議された瑞穂市政治倫理条例が可決、成立しております。この中に政治倫理基準というのが示されてお

ますが、市民全体の奉仕者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないことということで、この規定にハラスメント行為も含まれるようにも読み取れます。

現状として、単独でのハラスメント防止条例に関する条例制定は、1,700余りの自治体の中では令和6年9月3日現在、64条例となっております。議会に関するものは、県内ですと、令和5年の議会発議の本巢市議会議員によるハラスメントに関する条例や、令和6年9月3日に可決されました議員発議の飛騨市役所ハラスメント条例があります。

市長部局としましては、単独のハラスメント防止条例については、議会との整合性を考えながらいきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 今、白川町の話がありましたが、白川町にもちょっと問合せをしてみました。白川町は、特別職や議員を対象としたハラスメント防止条例を制定し、町議会で全会一致で可決されました。この条例は、特別職や議員がハラスメントの加害者となった場合の対応を明確にするもので、県内で初めての試みです。白川町のハラスメントの件数は、相談レベルで年二、三件という回答でした。瑞穂市とそれほど変わりはないような数なんです、特に岐南町での事例などを踏まえて、白川町でもハラスメント防止に向けた対策を強化する必要があると町長が判断されたようです。町長の主導によって条例が制定されたとのことでした。

次の質問に移ります。

新庁舎建設における市民参加の重要性についてお聞きします。

まず1つ目です。庁舎跡地とその補填についてお聞きします。

仮に新庁舎が現在の庁舎跡地に建設されないとした場合、その跡地の活用について具体的な計画や検討内容があるかどうか、お伺いします。

また、跡地の利用が新庁舎建設の費用補填にどのように関連するかについて、市の方針や今後の検討課題をお聞かせください。現時点で具体的な決定がない場合でも、どのような選択肢や方向性が検討されているか、御見解をお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 現庁舎の跡地利用につきましては、新庁舎が建設され、移転等が完了した後に活用が可能となりますので、現時点では跡地利用につきまして具体的な計画等はありませんが、位置的にJR穂積駅への距離、本巢縦貫道に接道していることなど、利便性の高い立地条件を生かした魅力的な店舗などによる跡地利用も検討の一つになるかと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 羽島市のほうにもちょっと伺ったんですけど、旧庁舎の跡地はどういうふうにご利用するかは、土地は検討中ですよという話でした。

参考までに、大垣市、羽島市、本巣市、それぞれ新庁舎の建物の予算なんですが、大垣市の場合、建物は約100億円、土地は旧庁舎敷地内です。総額としては約118億4,700万円かかったそうです。羽島市は建物が約50億円、土地、こちらも旧庁舎の敷地内で総額としては約60億円。本巣市が、建物が約49億円、土地が約3億5,000万円、総額で約78億円かかったということです。

次に、補助金についてお聞きします。

瑞穂市の新庁舎建設基本構想には、国庫補助金については、現在は市庁舎単独施設の建設に係る補助金はないが、複合施設として他施設と併設した場合に補助の対象となることがあると記載されております。

また、市民ニーズを踏まえた庁舎計画の中で、補助対象となる施設の動向を確認し、利用可能な補助金の検討を進めることが示されております。このような背景を踏まえ、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金や岐阜県の県産材需要拡大施設等整備事業の補助金等新庁舎建設において活用できる可能性について、現時点での検討状況をお伺いします。

特に複合施設としての計画が進められる場合、どの施設との併設が検討されているのか、具体的に活用できる補助金についての見解をお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 本市のまちづくりの実現に向け、新庁舎と併せて市民センターや公園などを整備し、にぎわいの創出や防災の拠点として強固な都市拠点の形成をしていきたいというふうに考えております。現在は候補地を検討している段階で、建物種別等も具体的になっておりませんので、補助金等が活用できるか明確になっておりません。

議員が考えてみえる県産材の利用につきましては、ぎふ県産材利用促進施設等整備事業として、内装木質化支援事業の補助は考えられそうでございます。また、国の補助金として、ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業の活用が可能かというふうにも考えられます。

いずれにいたしましても、今後も国や県の補助金等について情報収集を行って、活用できる補助金については積極的に活用していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） ちなみに、周辺自治体の補助金についてもちょっと調べてみました。

大垣市なんですが、新庁舎建設の際の補助金なんですが、県産材が約1,100万円で、羽島市なんですけれど、羽島市も県産材約100万円があるんですが、別で地中熱利用、これが結構金

額が大きくて約7,000万円あったということです。そのほか、あと寄附と基金、市町村役場機能緊急保全事業債の起債等で建設したということです。本巢市さんのほうは、補助金として県産材約800万円、こういったものを利用して造られたそうです。

次に、自治体D Xについてお聞きします。

自治体のD X化によりオンラインでの手続が増加し、訪問者が減少する傾向があります。例えば、住民票や戸籍謄本などの手続はコンビニで簡単に取得できるようになり、市民が窓口足を運ぶ必要が減り、利便性が向上しています。また、D X化は窓口業務の効率化やコスト削減にも寄与し、行政側の負担も軽減されております。我々、行政書士を含む士業もオンライン申請が主流になりつつあり、官公庁へ直接足を運ぶ機会が減少しております。

このような状況により、市役所に直接来庁する市民も今後さらに減少することが見込まれます。さらに、東京都豊島区の行かなくて済む区役所では、オンライン相談ツールやビデオ通話システムの導入に加え、スマホアプリを活用した行政サービスも提供されております。スマホアプリを通じて住民は簡単に手続を行うことができ、これによりさらに来庁の必要性が減少しております。

こうしたD X化の進展を踏まえると、新庁舎の駐車場や全体の規模を、従来の来庁者数を前提に計画することが本当に適切かどうか、慎重に検討する必要があると考えます。

市として今後のD X化が進む中で、庁舎の規模や設備をどのように見直していくのか、具体的な方向性についてお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 現時点では、新庁舎建設事業に伴い、庁舎のみを整備するのではなく、市民センターや公園等を併せた複合施設として整備することを考えております。

複合施設としての整備は、穂積庁舎及び巢南庁舎、また市民センター及び巢南公民館が老朽化しているため、おのおのを統合することにより効率的な行政運営を目指すとともに、一体地に集約することで、汽車まつりやフェスタのイベントにも活用することができ、にぎわいを創出できると考えております。

また、災害時においては、新庁舎を防災拠点、市民センターを避難所、駐車場や公園等は地震等により家屋等を被災された方々のための応急仮設住宅用の敷地として活用することも考えられますので、現在想定している規模の敷地面積が必要になるのではないかとというふうに考えております。

D X化の進展ということで、来庁者が減少する可能性は否定できないと思います。しかしながら、D Xにつきましては日進月歩で技術革新が進みますので、その先を見据えた具体的な方向性につきましては、現時点では断定的なことを申し上げることは難しいと考えております。

よって、今後の技術革新に注視しながら、その時代に沿った庁舎建設について考えていかな

ければならないというふうに考えております。以上でございます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） 本巢市なんですけれど、問合せしたところ、駐車場は満車にならないですという話で、来なくてもよい庁舎を目指しているとのことでした。また、身の丈に合ったシンプルな庁舎にしたいとの思いから、ライフサイクルコスト、いわゆる維持費を抑えられる庁舎を造ったようです。

最後の質問に移ります。

先ほどの関谷英樹議員の質問とちょっと重複はしますが、質問します。

最後に、市民の声を反映させるための説明会の実施についてお聞きます。

新庁舎建設に関する中間答申が出された今、最終答申に市民の意見を反映させるために説明会を開催することが重要だと考えます。以前に市内3か所で説明会が開催された際と同様に、市民への説明と意見の収集を行うべきではないかと考えます。

特に岐阜市、羽島市、本巢市などの他市町では、議会内に新庁舎検討委員会を設置し、議会としての意見を行政に反映させる取組が行われていました。6月議会で新庁舎建設検討特別委員会の設置は否決されましたが、瑞穂市議会も市民の意見を反映させるために積極的な対応が求められます。説明会は、単に形式的にやりましたとするものではなく、市民の理解と納得を得るための実質的な内容であるべきだと考えます。

当初の計画では、建物のみで約40億円が予定されていましたが、6月議会での答弁では、最近の物価高騰により60億円に達する見込みとなっています。さらに第1候補地である只越では、土地購入費やインフラ整備費を含めると総額が120億円を超える可能性があります。この大幅な費用増加に対する説明責任を果たすためにも、市民の声を反映させる説明会を実施すべきではないでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 土地購入費やインフラ整備費を含めると、総額が120億円を超える可能性があるとの議員のお考えですが、この120億円を超える事業費というのはどのように算出されたものか、ちょっと私どもでは分かりませんが、現在新庁舎建設検討委員会から中間答申にて提出を受けた第1候補地である只越地域での実現に向け、都市計画協議を進めているところでございます。市民の皆様への説明会につきましては、新庁舎建設基本計画を策定するまでに開催する予定としております。以上でございます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） 羽島市に、新庁舎建設の際に市民への説明会はどれくらい行ったのか、

お聞きしました。何と100回ほど行いましたとの回答がありました。

具体的には、タウンミーティングを全地区11か所、公的な団体等への聞き取り調査22回、全地区の単位自治会へ意見聴取の文書送達、基本構想、基本計画あるいは基本設計等に関して、ステージごとの意見交換会、パブリックコメントの実施、市民や学生を対象としたワークショップ、出前講座の開催、新庁舎建設委員会の設置、アンケート調査の実施、そういったものもろもろ含めて100回くらい行ったという回答でした。

こうした羽島市の取組は、瑞穂市においても非常に参考になる事例だと思います。瑞穂市でも、新庁舎建設を進める上で、市民の意見を十分に反映させるための説明会や意見交換の場を積極的に設け、市民との対話を大切にする姿勢が強く求められます。

特に羽島市のように、計画の段階ごとに市民参加の機会を設けることで、プロジェクトに対する市民の理解と支持を得ることが不可欠です。全てが決まってからでは市民の意見が反映されず、遅きに失する可能性があります。市民の信頼を得ながら進めることが長期的に成功するプロジェクトの鍵であり、瑞穂市も羽島市のような徹底した市民参加のプロセスを実施し、責任ある対応が求められていると思います。

以上で私の質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 3番 北村彰敏君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午前11時42分

再開 午後1時20分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番 杉原克巳君の発言を許します。

杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） こんにちは。

お昼、また日中お忙しい中、また残暑厳しい折の中、こうして議会の傍聴に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今日午後は、私をはじめ、あと2名の議員の方も一般質問をされますから、最後まで時間の許す限り、よろしくお願いを申し上げます。

議席番号14番 杉原克巳でございます。

ただいま議長より質問の機会を頂戴いたしましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は1問、令和5年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに今後の基金運用を中心に質問をさせていただきます。

その質問内容といたしまして、4つほど柱がございます。

1つは、歳入において自主財源を構成する市民税、固定資産税、さらに新たな財源として、私は今日、執行部のほうに御提案をさせていただこうと思っております目的税でございます都市計画税の導入についてお伺いをいたしたいと思っております。

2つ目には、効率的予算運用における予算消化の中で、不用額が当然、当然と言ったら言葉に語弊がございますけど、その不用額を科目別にその実態を資料として作成いたしましたので、後ほど皆様方にお渡しをしたいと思っております。

3つ目には、地方交付税の一部肩代わりでございます臨時財政対策債の対応についてお伺いをいたします。

最後になりますが、基金でございますが、財政調整基金のほかに目的特別基金というものがございます。この扱いにつきまして、執行部に質問をさせていただこうというふうに考えております。

以上の4点、これから質問席に戻りまして質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

9月議会は、前年度会計の決算認定を審査する重要な定例会でございます。私は今回、先ほど登壇した席でお話をさせていただきましたように、テーマは1点でございます。5年度の瑞穂市の一般会計、特別会計並びにその歳入歳出並びに基金運用を中心にお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

質問に入ります前に、議長に配付資料を使用させていただきたく御承諾を賜りますんですけど、よろしゅうございますでしょうか。

今回、質問に活用させていただきます資料は3つございます。1つが科目別実績推移表、これは令和元年から令和5年までの5年間の年度別の推移表。2つ目には県内の市別固定資産税、これは令和5年度のデータはございませんから、令和4年度と令和3年度の対比表ということで、これが2つ目。それから、3つ目が科目別の不用額の絶対額対比表ということで、これは令和5年度とその前年の4年度対比。この3表を使いまして質問をさせていただきます。

では、議長、よろしゅうございますですか。

○議長（庄田昭人君） 資料の配付、許可をいたします。

〔資料配付〕

○14番（杉原克巳君） ありがとうございます。

では、早速、これより最初の質問に入らせていただきます。

歳入のうち、市税について最初にお伺いをいたします。これは資料といたしまして、先ほど申し上げました科目別実績推移表と、そうしまして岐阜県内の市別固定資産税の対比表と、この2表をちょっとお手元に出していただきまして、その資料を見ながらお聞きしていただきたいと思います。

入りを量り出を制す。これは、京都セラミックの創業者、前のJALの会長でございます稲盛和夫さんが就任の挨拶で使われました言葉でございます。この意味は、収入に合わせて、それに応じた支出を考えるということでございます。この言葉は基本中の基本であるというふうに私は考えておるようなわけでございます。

そこで、歳入を構成する市税の中で大きなウエートを占めております市民税と固定資産税について伺いをいたします。これは先般の総括質疑で他の議員の方も質問されておりますから重複すると思いますが、ひとつよろしく願いをいたします。

まず、市民税を個人と法人に分けまして、3年間の推移表のデータを基にして質問をさせていただきます。

3年間の収入済額の推移表を見ますと、まず個人分では令和3年度が30億8,400万円、4年度が31億2,700万円、5年度が32億300万円と。他方、法人分につきましては、令和3年度が3億3,000万円、4年度が3億6,500万円、5年度が3億円ということになっております。

そこで質問でございますが、個人分の個人住民税はそんなに大きな影響はないということで、法人分を見ますと、5年度を見ますと4年度よりも6,500万円という大幅な減額になっております。この主たる原因は何かということを経営部のほうにお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（臼井敏明君） 杉原議員の御質問にお答えさせていただきます。

市民税の法人分の税收につきましては、平成31年度から令和5年度まで順にそれぞれ前年度との増減額を見てみますと、令和2年度は約5,000万円、令和3年度は約1,400万円と前年より減少が続き、令和4年度は一旦約3,400万円の増加となりましたが、令和5年度は再び約6,400万円減少した状況となっております。

令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響によるものと思われませんが、令和5年度に減少した要因としましては、物価や原油価格の高騰などが続いたことなどにより法人の所得が大きく減少したことが影響したものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） 今、原油関係でその分が入らなかったと言うんですけど、この6,500万円といいますのは、ちょっとこれは事前通告しておりませんが、部長は手元に資料は持っておられますから、もしお答えできるならしていただきたいと思いますと言うんですけど、原因じゃなくて、要するに瑞穂市で法人事業税の対象事業所、個人も含めるんですけど、何千社くらいになっていきますかね。分かりませんか。

分からなかったら結構です。これは当然、ちょっと今質問しましたから。

ということは、その原因といいますのは、私もデータをそこへ置いてきましたものでちょっと分かりませんでいかんですけど、今後も、昨年度といいますのは法人事業税も国の直接税で入ってきておるわけなんですね。ですから、法人事業税も、それにスライドするわけではないんですけども、こんな6,500万円の落ち込みというのは何かほかに大きな要因があると思うんですね。

ということは、法人事業税で大きな会社が、例えば大会社で欠損を出しちゃったと。欠損を出しますと、法人事業税を納めんといいいいようなことということで私は理解しておるんですけど、そういうことで、そこら辺までの大きな要因となった6,500万円の分析というものは、個々の企業、それから個人にも対しまして、そういう分析というのはされておられますですかね。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（臼井敏明君） 今の御質問の分析につきましては、基本的に市民税の法人分に関しましては均等割分と法人税割分という2つで構成されております。総括質疑の折にも、均等割分はほとんど変わらず推移しているけれども、法人税割分は全体の動きと同様に増減しているというところで御答弁させていただいたとおりです。その中でも瑞穂市にあっては製造業と不動産業、瑞穂市の主要事業になりますけれども、そういったところで大きく下がっているという状況は分かるんですけども、そもそも法人税割、国の法人税ですね、そちらの中身まではちょっと分析はできませんので、詳細には把握できないというところで御答弁とさせていただきます。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） それは対象数が多いから、そこまではなかなか入らないと思うんですけど、今年は非常に法人税も六十何兆円ということで入っていますから、また同じような、去年よりか多少今年度のほうが法人関係は収益が上がっておると思うんですね。そのときに6,500万円というのが、また同じような原因が発生したということになりましたら、来年度はそれに近い数字が出ましたら、そこは内容を分析していただきたいということで、そのお答えはいいですけど、それだけは1つ申し添えておきます。すみません。

では次に、固定資産税のほうに入ります。これも県内の市別固定資産税の令和4年度対3年度対比表をちょっと参照していただきたいと思います。

申し訳ございませんけど、5年度はまだデータがございませんものですから、前年度とその前々年度の資料を基にして資料を作らせていただきましたんですけど、この資料を見る限り、金額ベースでは全ての自治体が、また歳入構成比においてもほとんどの自治体が増加をいたし

ております。私はここに注目点を上げさせていただきます。

以前から私は、財政確保の折、歳入財源の安定化確保のために固定資産税が重要な施策であるということを再三ここで一般質問のときにも申し上げてきました。その政策といたしましては、具体的に申しますと企業誘致が最善の政策ではないかなというふうに考えております。私もその一般質問の際には、他の自治体のほうに進出されていますところの実施計画と、それからまたいろんなデータを基にしまして誘致計画等を提案させていただいておるようなわけですが、ここで1つ御質問でございますが、このデータは、私、今後の瑞穂市に取りましても政策を行う上において本当に参考になるデータではないかなというふうに考えておるわけですが、執行部の方で御意見がありましたら頂戴をしたいと思っておりますが、どちらか御意見がありましたら承りますが、よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（臼井敏明君） 杉原議員の御質問にお答えさせていただきます。

私のほうから、固定資産税の税収の関係のところでは御説明させていただきます。

固定資産税の年度別の税収入に関する部分につきましては、まず固定資産税の特徴としまして、3年に1度評価替えと言われる評価の見直しを行っております。令和6年度、今年度はその年となっております。

この評価替えの影響が大きく出るのは家屋になりますが、家屋に対する評価替えの際は、老朽度合いを考慮した経年減点補正率が3年分まとめて更新されることから、多くの家屋では評価額が下がることとなり、その影響で課税額も減少することとなります。前回の評価替えの年度である令和3年度と、その前年である令和2年度の状況を比較しますと、この経年減点補正率の影響を受けて固定資産税の課税額とともに税収も減少しております。

次に、令和3年度と4年度を比較しますと、固定資産税は増加しておりますが、これは令和4年度が評価替えの年度ではないため、既存の家屋の評価額は前年度から据置きになることに加えまして、田や畑が造成され宅地になったことによる土地評価額の増加、またその土地に新たに住宅が建築されたことによる家屋分の固定資産税の増加などがその要因となっております。

3年ごとの評価替えの際は、一時的に固定資産税の税収が下がる状況は今後も変わらないと思われませんが、当市では宅地化と新築家屋の建築が毎年度一定数ある状況が続いておりますので、貴重な財源の一つとして安定確保に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） 私、これは要するに他市、21市あるわけですけど、それを同じ俎上に上げて見ていただきたいんですよ。ここで令和4年度対3年度、ここで見ていただきますと、

増減率が一番低いのは瑞穂市なんですよ、３％ということで。ほかのところは、みんな３％以上になっておるんですよ。ですから、これは全く同じ条件なんですよ。

ですから、そこに着目していただきまして、私、先ほど言いましたようにデータを見ていただきまして今後の政策に活用していただきたいということで、今、部長のほうからも２点言われました。評価替えと、それから宅地のその分が増えたから３％の増減の一要因になっていることは、それはそれとして分かるんです。それもほかの他市町も全く同じなんです。ただ、同じ土俵で俎上に上げたときに、３％しか、うちが一番最低の率しか伸長率がないというところに着目をして、どういう政策を今後打っていったらいいかということを御理解いただきまして政策につなげていただきたいということで、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、この資料から見ていただきまして、１つ皆様方にもコンセンサスを得たいと思うのは、要するにこの歳入構成比を見まして、これを大きく分けまして、固定資産と、それから住民税関係、これが大きなウェートを占めておるんですけど、その中で構成比が、固定資産税の割合がほとんど高いということなんです。ほかの自治体、これを見ていただきますと。瑞穂市と、岐阜市と、あと美濃市と、それから土岐市、あと各務原市と。これ以外のところは、住民税よりも固定資産税の収入が多いということですね。

ですから、そういうことで、先ほど私もお話をさせていただきましたときに、政策的に安定財源を確保するにはどういう施策が一番大事かということを申し上げましたんですけど、そこら辺も口が酸っぱくなるほど、皆様方もちょっと執行部の方も耳が痛いと思いますが、そこら辺をよく吟味していただきまして今後の施策に結びつけていただきたいというふうに考えております。

では、次の質問でございしますが、これも昨日、棚橋議員が質問をされましたもので、また重複するかも分かりませんが、今、本市の面積といいますのは28.19平方キロメートルと、県下の中で最小のコンパクトシティでございします。

そこで確認事項といたしまして、これは都市整備部のほうにちょっとお願いをしておるわけですが、まだ未利用地、それから耕作放棄地が散見され、今後、加速的に増加が予想されます。それで、土地の地域の有効活用、また価値の高い利用、活用をするためには、将来の瑞穂市の景色を変貌させる大きな要因になるということで、１つは穂積地区内の市街化区域の面積、そうしまして巣南地域内の農業振興地域の面積、そうしまして白地の面積、分かれば耕作放棄地の面積をここでお示し願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 穂積と巣南地区の市街化区域と調整区域の面積のほうもちょっとお知らせをさせていただきます。

穂積地区の市街化区域の面積は約10.33平方キロメートル、市街化調整区域の面積は6.09平

方キロメートルです。巢南地区の市街化区域の面積は約1.18平方キロメートル、市街化調整区域の面積は約2.06平方キロメートル。

あと、巢南地区の農業振興地域の面積ですが、こちらは10.14平方キロメートル。あと、その中に白地というのがあるんですが、白地の面積は6.09平方キロメートル。あと、耕作放棄地の面積は、農業委員会で毎年1回集計をしておりますが、ちょっと令和5年度のデータにはなりますが、1.2ヘクタールとなっております。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） 瑞穂市は、先ほど質問させていただきましたんですけど、21市の中で一番コンパクトシティということは、一番小さな面積の自治体でございます。この土地利用をいかにうまく活用するかによって財源の有効活用と、これから言うこともできるというようなことで、昨日も棚橋議員も盛んにこちら辺を深く追求されておりましたんですけど、また私とかぶさりますとちょっといけませんもんで、私もこのデータだけを頂きまして、棚橋議員も質問されておられますことも私も五十歩百歩でそんなに変わりはないというふうに思っておりますから、今日のところはここまでのデータを頂きましたので、次回にこのデータをまた精査しまして次回の質問の基礎データにしたいというふうに考えております。

次に、ここで新たな財源策として提案をさせていただきます。その名称は、一定の政策目的を成し遂げるための目的税でございます都市計画税でございます。

この都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的とした地方税でございます。また、この用途は、市街地開発事業、下水道事業、公園整備事業、街路整備事業等に充当をされます。また、この土地といいますか原則として都市計画税の対象になりますのは、市街化区域内に所在する土地並びに家屋に対して課税されるものでございます。これは固定資産税と一緒に納税するわけでございます。

現在、都市計画税といいますのは、固定資産税の評価額に0.03%、これは上限というふうになって算出をされております。この目的税ということで都市計画税、瑞穂市は都市計画税しかございませんけど、お隣の本巢市は入湯税とか、根尾にもございますから入湯税、それから岐阜市の場合も長良川温泉がありますから入湯税、それから海津市も海津温泉がありますから入湯税ということで、目的税を取っておられるところもそこそこございます。

そういうことで、執行部から、なかなか財政が厳しい折、厳しい折と言っておられますけど、この目的税はしっかりした目的を持って課税対象にいたすわけでございますから、今日はまだその導入編ということで、こういうふうに1つ源泉というんですか、源になります収入源がありますよというところまでにとどめておきますけど、これは執行部におきましても研究材料としてしていただきたいというふうに思っております。

それで、この資料の岐阜県内の固定資産税の令和4年度対3年度の対比を見ていただきますと、この21市の中で都市計画税を徴収していないところは本市、それから山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市の7市がまだ未導入自治体であります。それともう一つ、またここでこの資料を見ていただきまして、じゃあこの7市の中で固定資産税の歳入構成比率が高い数値を占めておりますのは、飛騨市と本巣市と郡上市と下呂市が50%以上の構成比を占めておるということでございます。

したがいまして、ここら辺もよくまた時間をつくっていただきまして分析していただくということで、本市に取りましては、また何回も私ここで申し上げるわけでございますが、使途目的事業を遂行する、今回の場合は駅前周辺の区画整理と、それから下水事業なんか、これはみんな目的税の対象になるわけですから、財政上は私は必要不可欠な財源だというふうに考えておりますが、そこら辺のお考えについて執行部のほうの見解をお聞きしたいと思います、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（臼井敏明君） ただいま議員より新たな財源として御提案をいただきました都市計画税につきましては、道路、下水道、公園などを整備する都市計画事業や土地区画整理事業など、決められた一定の事業に使うために課される目的税であります、その課税される対象は都市計画区域のうちで原則として市街化区域内に存在する土地と家屋となっており、その税率は0.3%を上限として市町村条例で規定することとなっております。また、納税の方法としましては、固定資産税と合わせて納めていただく形態が一般的でございます。

都市計画税の導入につきましては、県内では瑞穂市を含めた7市では未導入となっている状況であります、いずれの市も平成の市町村合併により誕生した市であります。都市計画税は貴重な財源の一つであります、その導入目的である都市計画事業等の実施との関連性が大変重要となっておりますので、今後の情勢も踏まえて事業実施部署などと連携してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） 部長、ありがとうございます。

私と同じ文献を読まれたから、同じ返事になると思いますが、本当にこれは真剣に考えていただきたいと思います。そこまで私が試算、瑞穂市がどれほどの都市計画税が入るか、そういう試算というのは私は全然そういうことは議員としてやることじゃないものですから、それはいいんですけど、他市町の14市の、これも個々に全部データを持っておりますけど、まだこれは、たまたま今日そういうことで御提案を申し上げた段階ですから、その数字はここで申し上げ

げることはいたしませんけど、そういうことで本当に安定財源でございますから、そういう目的がはっきりしておる財源ですから、市民の方にも根気よく御説明をしていただければ納得していただける財源確保というふうに私は思っておりますから、ひとつ最善の努力はさせていただきたいというふうに思っておりますから、よろしくお願いをいたします。

次に、不用額の対応について質問をさせていただきます。これも先般の総括質疑でほかの議員の方も質問をされておられますから、私、ここも重複するかと思いますが、ひとつよろしくお願いをいたします。

まず、不用額とは、歳出予算現額から支出済歳出額及び翌年度への繰越額を控除した残額というものでございます。この資料3枚目に提示しております。款のところは費目別になっておりますけど、これはうちの部署単位になるというふうに御理解をいただければいいと思いますけど。まず、トータルで申し上げますと、令和5年度は7億141万5,000円、不用率が3.16%、4年度が11億9,215万3,000円、不用率が5.28%と。5年の前年対比でいきますと、金額ベースでは4億9,073万8,000円の減額、率にして2.12%の大幅改善となっております。昨年9月の一般質問で代表監査委員に再三指摘されていた関係上、私は強い口調で5年度は大幅な改善をお願いした記憶が鮮明に残っております。

そこで、予算の所管部署にお尋ねをいたします。

令和5年度の予算編成に際し、現業部門に対してどのような協力要請をされ、結果として満足できる数字でしたか、お尋ねをいたします。

国においても、以前、議会超党派で議員検討会を開催し、国のほうでは予算に対して不用率2%台の目標を目指して取り組むという記事を目にしておりまして、先回もこの記事をお披露目させていただきましたが、総務部長にお答えをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 杉原議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、不用額につきましては、令和4年度と比較し、令和5年度は大幅に減少できました。

令和3年度瑞穂一般会計歳入歳出決算において監査委員から、「不用額が大幅に増加しており、その生じた状況や理由を的確に分析し、今後の予算編成及び適正な予算執行に努めていただきたい」との決算審査意見がありました。

当市では、新年度当初予算の査定前に事業ヒアリングを毎年実施しておりますが、その事業ヒアリング時から各所属に対し、不用額を減らすようにアナウンスをしまいいりました。また、当初予算及び補正予算においても、その都度、不用額削減のアナウンスを繰り返し行い、また査定も厳しく行ってまいりました。令和5年度の決算において大幅に不用額を削減できたことに対しては、一定の成果が上げられたものと考えております。

今後も予算編成に当たっては十分注意してまいります、予期しない事情等により不用額が生じることがあるかもしれませんが、今後の予算編成においても必要な予算を計上し、適正かつ計画的に執行管理していく予定でございます。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） そういうことでよく協力していただきまして、代表監査もさぞかし喜んでみえると思います。私も前3年間、議会選出の監査委員をやらせていただきまして、監査委員の代表監査委員から何回も何回も耳にたこができるように言われましたもので、私も昨年と本年2年にわたりましてお願いをしておるようなわけで、今回は令和5年度、非常にいい成績を収めていただきました。

この3.16というのは、なかなかこれが限度か分かりませんが、先ほど私が申し上げましたように、国のほうも超党派でもって2%台、初めあそこは3.何%だったんですけど、これは金額的に国ベースになりますと何兆円という規模になりますから我々のところとは対比はできませんけど、そういうことで不用額というものを予算編成上からも十分留意して、それから執行機関のほうにもしっかりそこら辺を、無理な予算は使わないようにということで議員さんが超党派でそういう検討会をやってみえた。そういうあかしだけでも、これは要するに行政に対する牽制球になっておると思うんですね。

ですから、2%という非常に高い目標でございますけれども、瑞穂市も3.16というところまで来ていただきましたもので、来年度は私もするかどうか分かりませんが、ひとつ2%台ということで立派な予算執行、予算編成をされておるということで、そういうことでお答えをいただき、非常に期待をいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

では次に、臨時財政対策債について質問をいたします。

地方債の一種でございます。国の地方交付税特別会計の財源が不足いたしました場合に、地方交付税といたしまして交付すべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付金を減らして、その穴埋めといたしまして該当する地方自治体において自ら地方債を発行する制度でございます。現行、国において、地方自治体の財源不足を補填する手段として、地方交付税交付金と2001年から導入いたしました臨時財政対策債の2本柱により、今日までそれにより拠出をしておるようなわけでございます。

そこで、資料、科目別実績推移表の真ん中ら辺にゴシック体で出しておりますけど、歳入合計の下に5年間の推移ということで臨時財政対策債、これは年度末残高ということで、令和元年度80億9,900万円から令和5年度の72億400万円まで推移をしておるわけでございますが、令和5年度が4年度に比べまして金額において7億2,300万円減少しておるわけでございます。

そこで、これは結果の残高でございますから、令和5年度で起債されたのがどれだけで、ま

た償還がどれだけかということをお答え願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 令和５年度でございます。臨時財政対策債の起債額は１億３,３４０万円、償還額は元金が８億５,５７７万５,０１５円、利子が１,７６６万８,７３３円の合計８億７,３４４万３,７４８円でございます。

〔１４番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○１４番（杉原克巳君） ここで、この令和５年度末の７２億円残高の、分かる範囲内で結構でございますけど、今後の償還計画というものの、ここ６年度、７年度、８年度くらいの３か年くらいもし分かりましたら、お教えいただけないかなと思っておるわけでございますが。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 償還計画についてのお尋ねでございますが、償還計画は公債台帳の元利償還額に基づき償還を行っていく予定でございます。ですが、今後、利率の見直しや繰上償還などによりまして変更していく場合もございますが、基本は公債台帳に沿って計画的に返済を行っていく予定でございます。以上でございます。

〔１４番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○１４番（杉原克巳君） 大変恐縮なんですけど、この３年間ぐらいの金額というのは分かりませんですかね、ここで。分かれば、お教え願いたいと思いますけど。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 申し訳ございません、ただいま手元に詳細なデータがございませんので、また後日お願いいたします。

〔１４番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○１４番（杉原克巳君） ここで臨時財政対策債を、これは国のほうで法人税とか、あと酒税と、それから、何か３つほどの財源を基にして地方交付税交付金の原資をつくっておるようなわけでございますけど、ちょっと１つお聞きしたいんですけど、これは答えられなければ結構でございますけど、私も中身についてどうのこうのと言うわけではないんですけど、一般に公債といいますのは、建設公債と、それから赤字公債と２つあるわけですね。それで、今日傍聴に見えている方もそこら辺をちょっと御理解いただきたいということで、これは文献によるわけでございますけど、ちょっとそれを朗読させていただきます。

建設公債とは、道路、橋、上下水道、学校などの社会資本充実のために認められるものであると。後世に資産を残すものに使用される借金であり、この建設公債で公共施設を建設するメ

リットは将来の世代に及ぶため、公債の償還期間を施設の耐用年数に合わせ、建設費用を世代間で分かち合うのが合理的であると考えられておるのが建設公債でございます。

他方、赤字公債といいますのは、財政赤字を埋めるために起債する借金ということで認識しておりまして、地方自治体においては毎年経常的に支出する経費、具体的に言いますと、事務的経費、人件費、社会保障費関係等に充てられ、後の世代に借金のみを残すものと言われております。したがって、その財源は地方債ではなく、地方税並びに地方交付税などの地方債以外の財源で賄うのが原則であると言われております。つまり、将来の世代にとってメリットがないものが赤字公債であり、債務負担だけを負うだけだというふうに考えておられます。

それで、近年の日本の経済状況を見ておりますと、昨年から非常に経済環境はよくなっております。それで、国の税収も、私はプロでも何でもございませんであれですけど、ニュースソース等で見ますと、今後は、臨時財政対策債というものは、地方交付税一本で地方自治体のほうに交付されるということで、昨年度瑞穂市は1億円、臨時財政対策債でいただいております。ですから、令和6年度の場合も、私はそれよりもそんな多くはないというふうに思っておりますし、ここ当分間は私は臨時財政対策債も、これも国にしましたら、この半分が要するに国の借金ということでございますから、そういうことでなるべくなら地方交付税で交付をして一過性のもので対応したいというのが国の施策だというふうに考えております。

したがいまして、今後は地方自治体におきまして、この臨時財政対策債の72億円といいますのは、標準財政需要額の中に計算を入れて翌年度の地方交付税対象の計算ということができるわけでございますけど、今度はこの臨時財政対策債ということがなくなりますと、結論的に言いますと、残る72億円というものは、その財源がなくして、要するに積立金とか、ほかの地方税、地方税収等で補うという形になっていくようなわけでございますから、そこら辺をよく御理解していただきまして、当分の大きな課題といたしまして、この72億円をどういうふうに返済するかということをお早急に御検討していただきまして、なるべくならこれは、建設公債的な長期的な公共物の投資じゃ私はどこの自治体もほとんど同じだと思います。ですから、そこら辺を、身軽な財政運営ということをするためには、なるべくならこういうものは早く解消するというのが私はベターではないかなあというふうに考えておりますから、ひとつ執行部のほうでよく考えていただきまして、その対応策を考えていただきたいというふうに考えております。

次に、財政調整基金につきましてお伺いをいたします。

この基金は、自治体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金であります。財源に余裕がある年度において積立てを行い、大規模災害や大幅な税収減などがある年度に取崩しをされると言われております。これは、算出方式としまして、標準財政額にパーセンテージを掛けまして、後ほどまた質問させていただくわけなんですけど、それにパーセンテージを掛け

まして財政調整基金の残高を求めるわけですが、標準税収入額等というのは地方税でござい、一番大きなものは。それから、あと地方譲与税等でございますが、これに普通交付税と臨時財政対策債を掛けたもので求めているわけでございます。

そこで、私も昨年の9月の一般質問で、標準財政規模に占める財政調整基金の割合が20%以上となっている理由を伺った折、総務部長から、平成29年度に総務省で行った全国調査では10%以上20%以下が最多だったので、本市としては健全性を図るため、最大値の20%以上を目標とした旨の答弁をいただきました。

そこで再度質問でございますが、この20%以上の数字を見直す考えはございませんか。ということは、書物によりますと、大体この標準財政規模額に対して10%前後が適正值だというふうに書物のほうに書いてございますが、うちは20%以上ということで、その倍を積むだけの理由というのはどのような理由があるのか、ここでもう一度お答え願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 財政調整基金につきましては、議員がおっしゃったように、経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合や災害により生じた経費等の財源に充てるときなど、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金でございます。

令和5年度9月議会で議員のほうから御質問をいただいた標準財政規模に占める残高割合20%以上につきましては、今のところ見直しを行う考えはございません。まずは、本年元日に発生した能登半島地震や最近でも全国各地で震度が5強を超える地震が発生している状況にあること、いつ災害が起きてもおかしくない状況であることや、基本となっております第2次総合計画後期基本計画にも標準財政規模に占める残高割合20%以上を目標指標としていることから、今のところ見直しの考えはありません。

ただ、20%以上を必ずというふうではございませんので、あくまで目標指標ということで、いざ何かあったときには財政調整基金を使って年度間の財政の不均衡を調整していきたいというふうに考えておりますので、御理解のほうよろしく願いいたします。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） そうしますと、先ほどの72億円の臨時財政対策債の償還の財源ということで、私のちょっと考え過ぎか分かりませんが、そのためにほかに財源というのは、ほかのあと特定目的積立金は、これは目的がしっかりしておるもので、そこから崩せない。そうすると、貯金というものは何やといったら財政調整基金しかないもので、そこで20%、一般的には10%強くらいで他市町の自治体はそれでやっておられるということでございますから、そこら辺を財源にして今後の臨時財政対策債の償還金の返済に充てられるかどうか、そこら辺を

ちょっとお聞きするわけですけど、そこら辺のお考えはどうですか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 臨時財政対策債の原資についての御質問だと思いますが、その原資の大半は、一般財源が足りないということで臨時財政対策債のほうを起債してございますので、一般財源がその原資となるとと思いますが、令和5年度の償還費のうち1億2,678万3,000円、こちらは減債基金の取崩しにより償還財源として繰り入れております。現在、減債基金のほうは令和5年度末で14億円ございますので、いずれにしても金利の状況なども見ながら、減債基金を財源として償還していくことも一つかと考えております。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） そうしますと、20%ということで試算いたしますと、今年度末の標準財政規模が122億5,400万円で20%掛けますと24億5,000万円くらいが限度ということでありますね、財政調整基金の残高は。分かりました。

そうしまして最後の質問になりますけど、特定基金の対応につきまして質問をさせていただきます。

現在設定されておられます財政調整基金のほかに特定基金の数は、どれほどの特定目的基金はございますですか、銘柄は。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 当市の特定目的基金についてですが、条例で定めてございます。これは地方自治法第241条に基づいて定めてあるものでございますので、全部で10ございますので、読み上げはちょっと控えさせていただきますが、10の基金がございます。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） それで、今10もあるんですけど、これは休眠状態の基金口座というのはありますですかね。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 休眠というのがどういう状況かがちょっと分かりかねる部分がございますが、ほとんど動いていない基金だというふうに捉えまして、その基金が2基金ほどございますが、毎回、見直しにつきましても例年どうするかということで考えておりますが、定期的にこの見直しについて行うのではなくて、必要に応じて行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） 質問を事前通告しておりますもんで、次の2問質問するところをさっきお答えを出していただきましたもんで、それでよく分かりました。

そのようなことで、当市は非常に財政も健全財政だということなんですけど、これから大型のビッグ事業もたくさんございますもんですから、転ばぬ先のつえやないですけど、しっかりした財源確保をしていかないと大変になる。今のところは財政指標を見ましても本当に超々優良な自治体でございますけど、その指標をあまり目的にするのではなく、やはりケース・バイ・ケースで、私は今、一番何が必要かといいますと、政策的な経費をどしどしこの際使用していただきまして、先につながる、先に税収の確保をできる、そちらのほうに、ひとつ市長にもお願いをしたいんですけど、目を向けていただきまして、投資という意味でお願いをしたいと思っておるようなわけでございます。

費用的な経費というものは、これは一過性の、消耗品と言ったら非常に語弊があるんですけど、一時期で繰越しということでは何も資産計上ができないようなものでございますから、やはりそういう意味で今後は投資的な経費をどしどし使っていただきまして、市長が標榜されております瑞穂市の景色を変えようということの財源に使っていただくというふうに思っておるようなわけでございますが、市長、最後にお答えするようなことがございましたら、ひとつよろしく願い……。よろしいですか。

では、そのようなことで、時間も参りましたものですから、これで私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 14番 杉原克巳君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午後2時17分

再開 午後2時26分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 皆さん、こんにちは。引き続きの傍聴ありがとうございます。

議席番号10番、日本共産党の関谷守彦でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

テーマとしては、1つとしては新庁舎建設事業、これについて、そして2つ目には市民の願いを実現するためにということで質問をさせていただきます。

この新庁舎建設につきましては、この前の6月議会でも取り上げさせていただきましたけれども、今回、再度質問をさせていただきます。

この新庁舎建設、このことについて改めてその経過を振り返りますと、平成29年（2017年）の2月に瑞穂市庁舎将来構想、こういったものが策定されておりました。そこでは2つの庁舎を一本化するということがうたわれ、そして当面は両庁舎を使うけれども、その当面のという言葉については建設費の財源の確保の見通しがついたとき、そして市民の合意が得られたときと、そのようにも説明が加えられております。ただ、そう言いつつも、令和14年度（2032年度）には使用開始ができるように検討をしていたというようなことも記載されております。その際、庁舎建設の費用は40億円と見込む。そして平成29年度、その翌年から庁舎建設のための積立てを行っていく、そういったことも明らかにされた、そういった将来構想でありました。

そして、この将来構想を具体化する形で、その2年後に新庁舎建設基本構想、こういったものが平成31年（2019年）3月に公表がされております。そこでは、新しい庁舎の建設地候補としては8か所ほど上げられておりましたけれども、その中から穂積駅周辺地区、巢南庁舎周辺地区、旭化成周辺地区、この3つのゾーンということで候補地として上げられていたと、そんなふうな報告がされておりました。

そして、この基本構想をベースにして、令和2年の1月から2月にかけて、先ほども関谷英樹議員、あるいは北村議員のほうから話がありました市民説明会というのが市内3か所で行われたと、そんな経過があったわけであります。

その後、表面的というか、私たちにとってはあまり動きが見られない状態が続いておりましたけれども、その市民説明会から1年半たった令和3年（2021年）9月議会において、瑞穂市附属機関設置条例、これの改正が行われて、市長の諮問機関として新庁舎建設検討委員会、この検討委員会が設けられたという経過があります。

そして、1年近くたった令和4年（2022年）の7月21日、市民説明会からすると2年半ぐらいたったところで第1回の検討委員会が開催されたと。そして、この検討委員会では、将来の瑞穂市のまちづくりにつながる新庁舎建設を検討するという、そういう役割があるというふうに説明されて、新庁舎の候補地の選定と新庁舎建設基本計画、この策定を目指すというふうにされました。

そして、令和5年、昨年7月7日に市長宛てに中間答申というものが出されました。この中間答申では、かつての基本構想にはなかった只越地域を候補地の第1位とする、そういった中間答申という内容でありました。その後も委員会は継続され、只越地域を想定して施設配置計画、そんなものの検討も進められてきたところであります。

ところが、今年に入って3月22日の第10回検討委員会からは中断した状態になってきていると。なぜ中断したかという経緯については、前回の6月議会の際に、庁舎の建設地が市街化調整区域である只越地域となった場合、そこに庁舎建設が可能かどうか不明確であり、県との都市計画協議、これを行っているためという、そんなような説明があったと思います。

そこで、本日の私の質問は、お金の問題とか場所の問題、そういったことではなくて、関谷英樹議員、あるいは北村彰敏議員からも出されておりましたけれども、今後の新庁舎建設をどのように進めていくか、そういった意味では市民への情報提供、そして事前の説明、あるいは意見を聞く、そういったことを丁寧に行って市民の合意形成を図っていく、そういったことが重要であるという観点から質問をさせていただこうと思っております。

以下、具体的な質問につきましては質問席のほうからさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

昨年7月の検討委員会の中間答申が出された際に、市に対して様々な質問がありましたけれども、この答申を基にして市の方針を決定するのかどうか、そういった質問が割と多かったと思いますけれども、これに対して市の見解としては、現状ではまだ市としての方針は決めていないと、検討委員会の最終答申が出てから市の方針を検討していくと、そういったことが何度も回答があったと思います。

そして、私の質問としては、それを今も変わっていないという前提に立って幾つか質問をさせていただきたいと思います。

私は6月議会において、庁舎建設について一番のポイントは敷地面積、この庁舎の敷地面積が5万平米必要かどうかという点が非常に大きいのではないかと、そのことについてどのような見解を持っているかということを質問いたしまして、それに対し梶浦副市長からは、市庁舎の建設用地5万平米の具体的な内容を説明していただきました。ところが、その説明が終わったところで私の質問時間が終わってしまって、非常に中途半端で終わったということで、改めて今回ここでお尋ねをしたいと思っておりますけれども、この新庁舎の建設用地としては5万平米、これがどうしても必要だというのが市の基本的な考え方かどうか、まずこの点について梶浦副市長にお尋ねをしたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） ただいま関谷議員から新庁舎の御質問をいただきました。

新庁舎建設につきましては、新庁舎建設検討委員会におきまして、その候補地や必要となる施設規模等を協議いただき、その結果、どの候補地でも事業の敷地規模として5万平米が必要で、只越地域を第1候補地とする中間答申をいただきました。検討委員会で御協議いただいた中間報告を尊重し、只越地区の都市計画の関係機関との協議を進めているところでございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） すみません、今のお答えでは、その5万平米を市としても基本的に必要だと、そういった見解に立っているのかどうかということの質問、もちろん検討委員会で出されたことは尊重するということは大前提だと思いますけれども、そういった方針を定められ

ているのかどうか、それを確認したいということです。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 以前にも5万平米のそれぞれの必要面積に該当する施設の規模については、面積をそれぞれ説明させていただきましたので内容は省かせていただきますが、検討委員会の中でも、こういった規模が将来の瑞穂市の庁舎建設に必要な規模であるということは、私どももその意見を尊重して検討委員会の答申に基づいて今協議をしておるところでございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） としますと、5万平米必要だというのも、市としての方向性としてはそういう方向だというお答えだったと思います。

そうしますと、この庁舎を使つての建て替えという候補地、あるいは旭化成というところは初めから無理だというお話になってしまいますけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） そういった面積が必要であるということを御協議いただく中で候補地を私ども増やしてきたわけで、それが取れないということになった中での5つの候補地の検討をしていただいたということでございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 最終的な市の方針が、ちょっと私、理解がまだ十分し切れないところですが、じゃあ次のところを質問したいと思います。

今、只越地域などの市街化調整区域、ここに庁舎を造るということ、その前提としては都市計画マスタープランにまちづくりとしての新庁舎の在り方、こういったものを明らかにしていく必要があるという指摘があつて、現在、検討委員会を中断し、県との都市計画協議、こういったものが行われているという段階だというお話、これは先ほども言いましたが、そういったことだと思いますけれども、6月19日の市議会の総務委員会協議会、ここで報告のあつた具体的な県との都市計画協議の内容、どんなことがあるかということで幾つか取り上げられておりました。

例えば、コンパクトシティの観点から市街化調整区域を選定する理由は何か、事業の確実性はどうか、跡地利用方針などについて等、様々な質問事項、協議事項があつたと思います。そして、それに対し、9月中には市としての見解を示して県との協議を進めていきたい、そんなお話もお伺いをしたところであります。

この場合、市としては新庁舎建設の候補地案、これを決めて県との都市計画協議を進めてい

くという、そういうスタンスなのか、それとも候補地が仮に調整区域になった場合という仮の話として県と協議を進めていくのか、どちらの姿勢で臨まれることを考えてみるのか、その点について確認をしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 前からお話をさせていただいておるとおり、新庁舎の建設検討委員会により協議いただいた結果、市街化調整区域である只越地域が中間答申で第1候補地となりましたので、当該地域の事業の実現に向け、都市計画に関する協議を進めているところでございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） そうしますと、一番最初の前提、まだ市としては候補地を決めているわけではないというお話と今のお話との、整合性といったらおかしいですけど、ちょっとニュアンスが違う気もするんですけれども、そこら辺についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 市としまして、当然、検討委員会の中に一緒に入って検討していく中で、骨子となる御意見をたくさんいただいた中で市の方向としてはそこで協議を進めていくということで、ただ、その協議の内容が今後どのように進んでいくかによっては、それはまた検討していきたいと思いますが、今のところは第1候補地と上げていただいたことを、先ほど申し上げましたとおり尊重して今進めているというところでございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） そうしますと、市の考えとしては、検討委員会で検討された、そのことを尊重する、そういう意味において只越地域を市としても第1候補と考えていると。ただ、それによって協議がありますので、どうなるかはまたその次の問題だと。そのような認識だと。つまり、市としては5万平米必要だし、その場所を確保するためにも、そして市の中心地である只越地域ということで基本は考えていきたいと、そういうお話になるのかなあとと思います。

では、そのことについては市の見解ということでお伺いしておきますけれども、県との協議、これがどのようなことになるにしても、基本的にはそれは都市計画のマスタープラン、あるいは総合計画、そういったものに新庁舎の位置づけを明確にしていく、これは本当に必要な、ある意味では必要なことだというふうにも思います。そして、その都市計画マスタープランの上位計画である総合計画、これとも密接な関係があるということになってまいります。

そうしますと、新庁舎をどこに置くかということは、単に総務部だけが所管事項ということ

ではなくて、企画部、あるいは都市整備部、その他いろいろあると思いますけれども、連携と
いうのが必要になってくるということになると思います。

そして、総合計画、あるいはマスタープランにしても、それぞれそれを審議する審議会とい
うのが設けられております。総合計画については総合計画策定審議会、そしてマスタープラン
については都市計画審議会、そして庁舎建設については先ほどから上がっている検討委員会、
こういったものが設置されていると。だから、審議会にもかける、そして審議会の中での調整
も、ある意味では調整をしなくてはいけないという非常に複雑なことを進めなければならない
のではないかとこのように思っております。

そういう中で、今、第3次総合計画、これは令和8年度、来年、再来年から実施を予定され
ていると。そして、それに合わせて都市計画のマスタープラン、これも令和8年度から改定を
していきたい、そんなふうに聞いております。

そうしますと、新庁舎の建設に関することをこういったものに盛り込もうとすれば、おのず
とそれまでに庁舎建設の市の方針を決定していかなければならない、そういったことも限定さ
れてくると。先ほど市の方針が決まっているような雰囲気もありましたけれども、正式ではな
いんだろうなと思っています。

では、まずお尋ねしますけれども、この総合計画、そして都市計画マスタープラン、これそ
れぞれには市民説明会をやるとか、当然原案を作ってパブリックコメントをやって最終的には
議会へ議案の提出をすると、そういう段取りになっていくと思いますけれども、これらについ
てそれぞれ市民説明会の時期、原案作成時期、パブリックコメントの実施時期、それから議会
への議案の提出時期、これはどのようになっているのか、お知らせを願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 瑞穂市都市計画マスタープランの改定スケジュールは、令和5
年度に導入編を作成し、今年度に全体構想編、来年度に地域別構想編の作成を予定しておりま
す。議員御質問のスケジュールにつきましては、都市計画マスタープランの原案を来年の10月
頃までに作成し、その後、市民説明会とパブリックコメントを実施した後、都市計画審議会を
経て令和8年3月議会へ上程する予定でおります。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 失礼いたします。

第3次総合計画の策定に向けたスケジュールにつきましては、瑞穂市総合計画策定条例によ
り基本構想及び基本計画を策定しようとするときは、議会の議決を得ることとしております。
現在の予定では、来年12月議会において計画案を議案として提出することを予定しており、そ
れまでに原案を作成することとなります。パブリックコメントにつきましては来年の秋頃を予
定し、現在は計画策定に当たり市民の皆様の御意見を反映させる取組として、市民アンケート、

市内活動団体へのアンケート、市民ワークショップ等を行っているところでございます。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） そうしますと、総合計画、それからマスタープランについては、基本的には来年度、一番中心の核になる部分の方向性を決めていくということになると思います。

そうしますと、新庁舎建設の候補地についても明確に、単に検討委員会の意向を尊重するとかそういうことではなくて、市としてこういう方向性を持っていくということを明確にしていけないと、これはつくっていけないのではないかとというところを危惧することによって思っておりますけれども、そこら辺について、いつ頃そういった明確な方針をつくられるのか、お答えを願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 新庁舎建設検討委員会から中間答申にて提出を受けた第1候補地である只越地区を建設候補地とする場合は、都市計画マスタープランでの位置づけが必要となりますので、まずは都市計画に関する協議を進め、都市計画マスタープランへの位置づけが完了した後、市として新庁舎建設基本計画を策定していくことを考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 先ほど部長のほうから報告があったマスタープラン、これの作成計画としては、令和5年度、導入部分を決め、そして全体的な部分については今年度、そして来年度には地区別のマスタープランをつくっていききたいと、そんなような御答弁がありました。

そうしますと、今年度中にはその全体構想、そこに反映させるのかどうか、必要性が出てくるのではないかと。しかも、これはコンサルタント会社を利用して支援業務を受けていると。この支援業務については、令和5年、令和6年、令和7年と毎年新たに契約をするという形ですので、現在の全体構想をつくるという部分については、来年の3月ぐらいまでにはつくってコンサルタント会社としては何らかのものを示さなければならないと。そういうふうに考えた場合には、今年度中には市としてそこら辺を明確にしないと、ここら辺、業務に影響が出てくるのではないかと思っておりますけれども、そこら辺についてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） おっしゃるとおり、マスタープランの計画と新庁舎建設の計画についての協議は同時に行っております。現在、関係機関との協議も両課併せて検討をしておりますので、もちろんそこにコンサルのほうも入ってマスタープランに位置づけをしていくような方向で両方で協議しながら進めておるところでございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） そうしますと、今年度は、今9月ですので、あと半年ということになると思います。半年の中で市の方針を明確にすると、それまでには協議を終わらせるということもあるのかもしれませんが。

そうしますと、市民に対し今から、令和2年だから4年ぐらい前かな、4年少し前に説明会がありましたけれども、そういったものに匹敵するものについては、市としてマスタープランの案もつくってしまってから市民に話すのか、それともそれをつくるために事前に市民の意見を聞く、あるいは情報を出すと、そういったふうに考えてみえるのか、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 市民の方に御意見を聞く説明会をいつやるかという御質問でよろしかったでしょうか。

市としましては、新庁舎建設基本計画を策定するまでには市民の皆様の説明をする必要があると考えております。また、候補地ごとの事業費につきましても、現在策定中の新庁舎建設基本計画の中で掲載する予定をしております。そういったマスタープランとの整合性が図られて、この新庁舎の建設基本計画が出来上がれば、そのときには説明会をしていこうというふうに考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ちょっと確認したいんですけれども、マスタープランを作成する時期、作成をして案ができた段階ということで説明会、それは先ほどの話でいくと、これはいつできるのかということについてはどのように、分かりやすく教えていただければと思うんですけれども。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 先ほどマスタープランのスケジュール案を御説明させていただきましたけれども、今、それに合わせて説明会も開催できるように調整を図っておるところでございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） そうしますと、年内にはされるということでよろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 年内と言われますと、説明会を年内にということですか。

説明会につきましては、全体構想の後に地区別の構想ができたときに、その中に盛り込んでいくときに合わせて説明会を開催していくということでございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） そうしますと、庁舎についての記載は全体構想には出てこなくて、地区構想に出てくるということでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 全体構想の中で今どういうふうに表現するかというのは、これから関係のマスタープランの担当とも協議しながら、その進捗に合わせて表現をしていきたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 進捗に合わせということは、具体的に言うと、私の質問は年内にあるのかと聞いたけど、それについてはまず否定的なお答えだったというふうに今理解をしているんです。それは間違いないですか。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 全体の構想の中では年度内ということですので、年内というのはちょっと今のところ計画としてははっきりは申し上げることはできませんので、全体の構想の中でまずは入れ込める形がどういうふうにしていくかというのは、協議の内容によってはというふうに考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 副市長の御答弁は、年内というのは言えないけれども、年度内にはやりたいと。年度内ということは、令和7年3月までという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 最終的にはマスタープランの全体が出来上がるのが、先ほど都市整備部長からありましたように、令和8年の3月議会に上程させていただくという計画でおりますので、最終的にはそちらのほうまでには間に合うように私ども考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議会へ出すというのは一番最後の段階ですね。ほぼ市も明確にして、原案もしっかりつくって、分厚い冊子もつくって議会に提案をするということになりますので、それはある意味、議会でひっくり返ればまた別ですけども、これで通していくんだという前

提でありますので、7年度の末までかもしれないと言われたんでは、ちょっと市民の声をいつ聞くのかということになるんですけど、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 8年の3月というのは議会上程でございまして、当然、都市計画のマスタープランについては、それまでに市民説明会、それからパブリックコメントをやっていくという計画でございまして、それに合わせて庁舎建設のほうも並行して説明会を開催させていただくという計画をしております。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 正直言って今の副市長の答弁からすると、まだ時期は決め切れてないということだと思いますけれども、ただやっぱりこのスケジュール、いつまでに何をやっていくんだということを市民に対して示していかないと非常に分かりにくい、そういったことになりかねないのではないかというふうに考えます。

それはあくまで私の意見ですけれども、スケジュールを明確にして、いつまでに何をやっていくんだ、もちろんそれは計画です、予定ですので変わることはあるかもしれませんが、それを市民に対し明確に出すということが非常に市民に対して分かりやすくしていくことではないかと思いますので、そこら辺、もうちょっと今後御検討をお願いしたいと思います。

そして、その市民への説明についてですけれども、先ほど2人の議員さんから美濃加茂の例、それから羽島の例、これは確定する前に様々な意見を聞くというやり方をされた。なかなかすごいことをやってみえるなあと思っているんですけれども、スケジュールが詰まってくると、そういったことも非常におろそかになりがちということもあると思いますので、そこら辺は、先ほどのお話を聞いて、どのようにそこら辺のことについてはイメージを持ってみえるのか、もしお話しできればしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 私どもも新庁舎の建設に当たっては、過去に庁舎を建てられたところが大変多うございまして、そちらのほうへお伺いして進めていく内容といいますか、スケジュールについていろんなところで伺ってまいりました。

その折には、やはり学識経験者の会議で出来上がったものを説明会という形で順次御意見を聞いていくという、いわゆる説明会ですね、そこで御意見を聞いて、いろんな意見があると思いますが、そういったことをまとめ上げていくというやり方と、最初から皆さんの市民の声を聞いてまとめるというのは大変難しい、いろんな意見がございまして、それはそれぞれの市町の成り立ち、いわゆる合併をしたところとか老朽化しておるところ、いろんな市町がございまして、そのやり方はそれぞれでございまして、私どもは検討委員会の候補地を大

優先にしてまず検討して、これが通った折には説明会をさせていただくという段取りをしてお
るという計画でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 今の副市長の答弁は、瑞穂市のやり方としては、検討委員会の最終答
申が出て、それを踏まえて、その後に説明会をしていくというようなお話ということで、事前
に様々な声は、いっぱい出すと収拾がつかなくなるということで、そういったことは考えてい
ないと、そういう御答弁という解釈をしてよろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 今まで私どもも庁舎建設のいろんなところをお伺いしたところでは、
やはり最初からどこにしますかというような御意見を聞いてまとめ上げていくのはとても困難
だということで、説明会という形を取ってみえるところが多かったということで、私どももそ
ういう意味で検討委員会を設置して、そこでまずは市民の代表の方に御意見を聞き、また学識
経験の方も入っていただいて御意見を聞いた御説明内容を最終的にはしていくという方向で今
考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） じゃあ、市の考えは、どちらにしても検討委員会を再開させて、そこ
で結論を出していただいて具体的な基本計画をつくってもらって、それから進めるということ
ということですね。

ちょっとそれについて私は非常に疑問を持っているところですけども、ここはここでそれ
以上論議しても始まりませんので、次の質問に行きたいと思います。

では、次のテーマですけども、市民の願い実現へということで幾つかのことについてお尋
ねをしたいと思います。

まず、先ほどの一般質問の中でもありましたけれども、就学援助制度、これについてお尋ね
をしていきたいと思います。

このことにつきましては、令和4年の3月議会、そして昨年9月議会において私はこの問
題を取り上げさせていただきました。そして、昨年9月議会においては佐藤教育委員会事務
局長より、これまでの基準の見直し、これをやっていきたいという積極的な発言もあり、先ほ
どの答弁でも見直しをしていると、今進めているというお話もありました。

また、給食費の無償化の問題ですね。これが問題になった請願署名のとき、あるいはこの10
月から給食費の値上げをどうするかという議論があった中でも、経済的に困難を抱える、そう
いった家庭については、この就学援助制度を見直すことによって積極的に支援していくと、そ

ういったこともお話がされたと思います。

この就学援助制度というのは、学校教育法第19条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しては市町村は必要な援助を与えなければならない、こういったことが決められておりまして、これに基づいてつくられているのが就学援助制度だと思います。

この援助の対象については2種類あって、1つは生活保護法第6条第2項に規定される要保護者、令和4年度では全国で8万人と言われておりますけれども、それと各市町村教育委員会が独自の基準で定める準要保護者、これは全国で117万人と言われておりますけれども、そういった2つの種類があるということです。だから、要保護者については対象ははっきりしている。準要保護者については各市町村の裁量で変わってきますということです。

そして、この補助の内容としては、一般的には学用品、あるいは新入学児童・生徒の学用品等の援助、それから通学用品費、それから修学旅行の費用、校外活動費、学校給食費、クラブ活動費、最近ではオンライン学習通信費、こういった多岐にわたってその援助の内容というのがあるそうです。

そこで、昨年12月に公表された文部科学省の調査では、令和4年度の全国の就学援助率、全部の児童・生徒に対するこの就学援助の対象になった子供たちの割合がどうかということで発表されております。これによりますと、令和4年度、全国が13.9%というふうに書いてありまして、岐阜県ではどうかというと岐阜県全体では8.47%、全国47都道府県のうち44位ということで下から4番目の現状だということで、岐阜県自体も非常に全国水準から見れば、その対象の幅が厳しく抑えられているという現状があります。

ところが、この瑞穂市の就学援助率、これは昨年の教育委員会の事務局長の答弁によれば、令和5年8月31日現在で3.01%というお話でした。この数字は、県下21市ある中でも正直言って長年にわたって最下位争いをしている、そんな状況にあると。つまり、瑞穂市の就学援助制度の問題点は幅が非常に狭くなっているということにあって、これで先ほどのお話につながっていくということになります。

そこで、まずお尋ねしますけれども、令和4年度、5年度、6年度、個々の要保護、あるいは準要保護の児童数、どれだけあったのか教えてください。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 令和4年度は、要保護者が19人、準要保護者が141人、令和5年度は、要保護者が12人、準要保護者が149人、令和6年度は9月1日現在で、要保護者が9人、準要保護者が146人となっています。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○１０番（関谷守彦君） では、今年度については実施要綱を柔軟に解釈して柔軟な対応をしていくというお話でありましたけれども、その結果はどうであったかということについてお示し願えればと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 今年度につきましては、家計急変世帯への認定要件の緩和ということで、要綱は変更しておりませんが、教育委員会が特に就学援助の必要を認める者という形で認定をしてきている実績がございます。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○１０番（関谷守彦君） 実績というのは何件あったということでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 今現在としては、まだ１件となっております。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○１０番（関谷守彦君） 私、実は前回のときにはそれなりの対応があって、相当の数が出るのかなと期待をしておったんですけれども、現在時点では従来の解釈よりは拡大して対象になったのは１件だけだということですよ。

では、新年度に向けて、今、基準の選定というか、設定というか、これは進んでいるのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 現在、この就学支援の認定については就学援助システムを使用しています。就学援助システムは、令和４年10月に閣議決定された地方公共団体情報システム標準化基本方針によるシステム標準化の対象となっているため標準仕様に基づく認定基準にする必要があり、本格的な拡充は令和８年度からとなる予定となっております。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○１０番（関谷守彦君） その標準的なシステムを使うのは令和８年からというお話で、令和８というのは再来年ということですね。

ということで、システムの話はよろしいんですけれども、一番基本の市の方針、基準ですね、これを変えるということなんですけれども、ここについては作業のほうは進んでいるのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 現在、検討しておりますけれども、来年度はこの就学援

助の要綱の一部改正をできないかということで、今、鋭意検討しているところになります。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 来年度、要綱の一部を改定するということで検討をしているということは、まだ今現在方向性は定まっていないのか、それともほぼ見えているのか、そこら辺どうなんでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 一応改定する部分としては、ここを改定したらいいんじゃないかということは今検討しております。一番うちが今、先ほど議員言われたように、援助率が低い最大の要因というのは、この要綱のところに当該年度または前年度に市町村民税所得割の非課税という、このハードルがかなり高いと思っております。これをもし撤廃した場合にどこまで広がるかというところを今検証しながら考えているところです。

令和8年度にこのシステムが本格的になりましたときには、一般的に今うちにはない、収入基準のところである生活保護基準額の何倍というところを盛り込んできて、さらに緩和できていけたらというふうに考えているところです。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） そうしますと、令和8年度からしかできないということなのか、今見直しをしているから来年度は何らかのことをするということなのか、そこら辺ちょっと分かりにくいもので教えてください。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） すみません。今のところ令和7年度にできることとしては、この要綱に書いてある非課税というところを削除するなり、これをなくすなりして、少し緩和をできないかと思っています。先ほど言いましたように、今は就学援助を受けるにしても第1段階で市町村民税の所得割が非課税でなければ、まず次の段階へ行けない、該当するかどうかが進めないということです。これをなくすことで今の本当困窮している方にもう少しいけるのではないかとこのところがあると思います。

それから、もう一つは、うちの就学援助の認定する基準としないところの収入額のところで、他市町が入れている生活保護の基準額の何倍という、これはちょっとさすがにシステムじゃないと計算ができないところがありますので、これは8年度のシステムの導入のときに導入して、援助のほうの緩和をしていければというふうに考えているところです。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 非常に計算が複雑だからできないというお話ですけど、現実にはほかの市町ではこれをやってみえるわけだもんで、できない理由にはちょっとならないような私は気がしますけれども。

じゃあ、問題は令和7年度に一部変えるとしても、今度、新1年生に向けてのお知らせですね。これは恐らく10月、11月に行われる健康検査ですかね、そういったものが行われる、そういったときに御案内を皆さんに配るということになっておりますけれども、その際には、この新しい基準を含めたそういった説明ができるということでしょうか。そこら辺はどうなりますか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） まだ今現状は検討中、何も決まっておりますので、いわゆる就学健診時の御案内は従来どおりでさせていただくという形にしたいと思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 案内文としてそうなりますかもしれないんですけども、保護者に対して具体的にまだ示せないけれども、今そういった検討をしているということで、希望を持たせるという言い方もおかしいですけども、そういったような説明はされるつもりはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 今のところ検討しているというところの御説明をする予定はしてありません。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） そうしますと、新しく1年生になる人たちでは、そういった新しく変わるの、そうすると4月以降でないとはっきりしないからということで、それまでは、言い方は悪いですが黙っているということになってしまうんですけど、それでよろしいんでしょうか。それとも、何らかの対応は考えてみるのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） まだ御案内するタイミングはあると思っておりますので、今の話、検討して、どこの段階で開始されるか分かりませんが、就学時健診にはちょっと間に合いませんけれども、この後検討して何らかのことが決まれば、そのときにまたこの後、入学説明会とかまだタイミングはありますので、もしもそれでも間に合わないときには今はメール配信がありますので、そこのほうでも文書は添付してできるかというふうに考えておりま

す。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 新1年生については、準備のための費用援助というのがありますので、入学される前にきちんと準備ができるように、そこら辺をきちんとお願いをしたいと思います。

では次に、実は巢南公民館に椅子式というんですか、そういう階段に昇降機をつけてはどうかという、そんなちょっと御意見をいただいたもので、そのことについて質問をしたいと思います。

バリアフリー法なんかでは、公共施設などについて、新築あるいは修繕の際にはエレベーターの設置などを求められていると、そんなような話でありますけれども、今、市内の公共施設、これについて実態はどうなっているのか、簡単に説明していただけるとありがたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 私の認識では、市内の公共施設のエレベーターは、ココロかさなるCCNセンター、それから市民センター、図書館本館・分館、それから本田コミュニティセンター、牛牧北部防災コミュニティセンターの6施設には設置されているというふうに認識をしております。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） では、具体的に質問をさせていただきたいんですけども、この巢南公民館に、老朽化して、近いうちか分かりませんが取壊しになるという現状がありますので、そこにあえてエレベーターを設置するなんていうこともちょっとあまり現実的でないような気がしますけれども、そういった意味で、公民館の北のほうにある老人福祉センターかな、たしかあったと思いますけれども、そこには椅子式で2階に上がっていく昇降機がつけられていて、正直その話を聞いたときに、私もそこにあるのは知っていたんですけども、あんなもんで上ったらちょっと不安だなという気もあったんですけども、実際、職員の方に聞きますと、全部一人一人対応していただいて、私もじゃあ乗ってみなさいと言われて乗ったら、そんなに不安もなく上っていったもので、割と、それはもちろんお金はかかりますけれども、エレベーターを考えるよりはるかに安く済むのではないかというふうで、巢南公民館の一番西の奥のほうに階段があります。私もそこに気がつかなかったんですけども、その階段に設置をしてはどうかということですけども、そこら辺についてはいかがお考えでしょうか。

特にここは防災のための最初の避難所という形になっておりますので、和室は2階ですので、そこを利用するということになりますので、そういった意味も含めて、それから高齢者の方も結構使ってみえるということで、ぜひ設置をお願いできないかなと思っているんですけども、

その辺についていかがお考えでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） ただいまの老人福祉センターにあるような昇降機を設置してはどうかという御提案ですけれども、今の公民館の西側奥の階段に設置してはどうかという御提案ですけれども、設置費用に対する効果は極めて小さいのではないかと考えるところで、うちのほうも職員が老人福祉センターのほうに行って、実際、社会福祉協議会の方に利用状況はどうですかと聞きましたけれども、あまりそれほどないよというような御返事でしたので、ちょっと効果は少ないのかなと考えるところです。

巢南公民館は、基本的にサークル・クラブといった団体利用となりますので、2階の部屋を御利用いただく場合はメンバーの方で介助いただくか、事務所の職員に申し出ていただいて利用していただきたいと思います。

ただ、できることなら、階段の上り下りが難しい方につきましては、バリアフリースイレが1階にしかございませんので、1階の施設を御利用いただきたいと考える。避難所として避難される場合も同様にしていいただければと考えるところであります。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 避難所としては、今、2階を多分使ってみえるかと思いますが、それを1階にしたらどうかという逆の提案ですよ、今のは。

そこら辺が妥当かどうかはちょっと全体で考えていただきたいとは思いますが、私も職員の方に聞いたら、確かに前はほとんどなかったけれども、最近はいろんな講座があるもので月に何回かは利用してみえますよというお話は聞いています。それが費用対効果でどうなのかと言われた場合に、何を基準にするかという問題もありますけれども、そこら辺は一度御検討をお願いしたいと思います。

続きまして、今ちょっと話に出ました老人福祉センターなんですけれども、今、市内の学校も含め、公共施設では雨漏りがすると、それから空調設備がうまくいかないとかいうお話が結構出てきておりますけれども、この老人福祉センターにおいても雨漏りが続いているという話を聞いております。大分前からあったような話もありますので、これは早急な対応が必要ではないかと思っておりますけれども、その件についてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 失礼いたします。

老人福祉センターの雨漏りについては、老人クラブの事務室にも影響しておりまして大変御迷惑をおかけしております。

さて、雨漏りについてでございますが、状況を確認しまして漏電の危険もあるとのことでした。

たので、緊急な修繕が必要との判断から、予備費を充用し対応をいたしました。現在、契約事務を経て、工事業者も決定したところでございます。履行期限は10月の末日となっておりますが、業者とも協議の上、可能な限り早急に修繕を行っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ありがとうございます。

以上で私の質問を終わりたいと思います。本日はありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 10番 関谷守彦君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午後3時21分

再開 午後3時30分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番 今木啓一郎君の発言を許します。

今木啓一郎君。

○13番（今木啓一郎君） 本定例会一般質問2日目、最後まで御臨席いただき、誠にありがとうございます。

ただいま庄田議長より発言の許可をいただきました議席番号13番、有隣クラブの今木啓一郎です。

これより通告に従い質問をさせていただきます。

私の質問事項は、第1点目が通学かばんについて、第2点が学校給食についての2項目でございます。

以下、質問席に移り、質問をさせていただきます。

皆様御承知のとおり、昨今の急激な物価高騰はあらゆる生活に影響を及ぼしております。若いまちと言われる本市として、子育て世帯の目線で物事を考えることは必要不可欠であると考えます。その視点からお伺いします。

さて、ランドセル工業会の最新のデータによると、ランドセルの平均購入価格は5万9,138円とあり、6万円に迫る勢いで伸びているように、近年、ランドセルの価格が上昇しており、特に高額なランドセルを購入する家庭が増えているようです。この通学かばんのためにかかる負担については、本当に子育て世帯にとって決して安くはないものだと考えます。

そこで、まずは本市の小学生の通学かばんに関する規定はどのようなになっているのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 通学かばんについてですが、小学校の子供たちが6年間使用するものですので、子供はもちろん、保護者の方もかばんについては思い入れがあることだと思われます。

通学かばんの規定についてですが、例えばランドセルでなければならないといったような規定はありません。教育委員会としては、子供たちの通学時の安全とか健康面に配慮しまして通学かばんは背中に背負えるものが望ましいと考えており、各学校においては就学時健診でありますとか学校説明会の際に保護者の方にそのような説明をしております。こうした学校からの案内によって、子供たちは通学かばんとしてはランドセル、またはリュックサック型のかばんのどちらかを使用しているというのが現状でございます。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○13番（今木啓一郎君） 答弁によりますと、本市の規定ではランドセルやオレンジ色のリュックなど特定の指定がないこと、また他の市区町村で見られるような6年間使用可能で丈夫であるといった規定も存在しないことを確認しました。

ところで、経済的な理由で就学準備が困難な児童・生徒の保護者に対して、入学時の学用品の一部を支援する制度があります。この制度によって、入学児童・生徒の学用品費、いわゆる入学準備金は、小学校入学時に5万4,060円、中学校入学時には6万3,000円が支給されていると私は記憶しておりますが、しかしその金額でありますと、先ほど申し上げましたランドセルの平均購入価格を下回っており、入学時に必要なそのほかの物品を購入する費用は家計に負担をかけることが避けられない状況であることは明らかになっています。

そこで、物価高騰に伴い、入学準備金の支給額の見直しに関する本市の見解を求めます。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 本市の新入学児童・生徒学用品費の金額は、国が提示する予算単価に基づいて設定をしております。この基準は、各地域の実情を考慮しつつも、全国的な教育環境の均一性を保つために設けられているものでございます。

なお、本市の支給額は、国の予算単価の基準に基づいて、令和7年度の入学者からは、小学校は5万7,060円、中学校は6万3,000円となっております。

新入学児童・生徒学用品費は、主に学用品や制服など、子供たちが学校生活を送る上で必要不可欠な物品の購入に充てられます。経済的な理由で就学の準備が難しい御家庭にとっては重要な支援となります。保護者の方には、支給された新入学児童・生徒学用品費を活用し、それぞれの御家庭の事情に合わせて必要なものを購入していただいていると認識しております。しかしながら、御家庭によっては、この金額が十分でないと感じる方も見えると承知しております。

今後に向けて、実情を踏まえた上で、より多くの家庭が安心して新学期を迎えられるよう、就学援助の支援策の内容を検討していきたいと考えております。あわせて、就学援助事業の制度についても拡充を図ることができないか検討していきたいと思っております。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○13番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

答弁によりますと、来年度、令和7年度の入学される方からということですが、小学校の支給額が5万7,060円、3,000円増額されている。中学校の支給額は変わらずの6万3,000円であることが確認できました。したがって、私の記憶を更新しておきますので。ただし、今のところ市単独予算での特別的な加算はないということで理解はしておきます。

さて、本市の旧穂積町地域では、約50年前からランドセルではなくナイロン製のオレンジ色のリュックサック型かばん、商品名はサンスクール安全かばん、以下「安全かばん」と申します、が推奨されてきました。私の20代後半の3人の子供たちも含め、当時は私の住む地域の多くの児童が小学校の6年間、この安全かばんを使用して通学していました。現在も、少なくともはりましたが、安全かばんを使用して通学する児童の姿を見かけることがあります。

その安全かばんついてでございますが、教科書のサイズがB5判からA4判へ変更されたり、タブレットが導入されたりするなどの外部要因によって、かばんのサイズ、デザイン、仕様、素材に変更が生じているかどうか、お尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 議員御指摘のとおり、教科書のサイズがA4判に変更されたことに伴い、通学かばんとして使用されるリュックサック型かばんにおいても様々な変化が見られます。

まず、かばんのサイズですが、A4判サイズの教科書が楽に入るような設計へと変更されると同時に、ほかの教材や文房具も一緒に収納できるような工夫がされております。

次に、デザインについてですが、リュックサックはシンプルで機能的なデザインが基本ですが、カラーリングや柄選びが重視されており、多様性が増しております。

さらに、仕様については、仕切りポケットやクッション性を持たせた背面パッドなどが追加されており、教科書だけでなくタブレット端末やノートパソコンなども安全かつ快適に運ぶことができるようになっております。また、防水機能や耐久性向上も考慮されているため、雨の日でも安心して使用できる製品が増えてまいりました。

最後に、素材についてですが、新しいリュックサック型かばんでは、軽量かつ強度のあるナイロンやポリエステルなど高機能素材が多く採用されています。これによって日常的な使用による摩耗や劣化にも耐えることが可能となっております。

以上の点から、以前のものよりも機能が充実し、安全に長期間使用できるものが特徴となっ

ております。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○13番（今木啓一郎君） ちょっとただいまの御答弁ですけど、これは一般的なリュックサックの話であって、今、私が伺ったのは安全かばん、オレンジ色のあのかばんにおいてリニューアルとかそういったことはあったのかどうか。この50年間の間ありましたかどうか、ちょっと再度答弁をお願いします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） オレンジの安全かばんについても、当然、A4判サイズが入るような大きさに変更になっておりますので、今もそれを活用しております。

〔13番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○13番（今木啓一郎君） では、ごめんなさい、安全かばんのことばかり掘り下げちゃって申し訳ないですけど、サイズは大きくなったよと。ただ、カラーリングが変わってないので、多分素材とかパットが丈夫になったのかなあ、そんなような仕様変更はあったのかなのか、御答弁いただけますか、安全かばんについて。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） おっしゃるように、カラーリングは安全かばんですので変わらないと思うんですが、ほかの面ではそういった、ほかのリュックサックかばんとまではいかないかもしれませんが、何らかの対応はされていると思います。

〔13番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○13番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

では、通学かばんについて、今御答弁にもありましたランドセル以外の選択として提案されているアウトドア用品メーカー製のリュックサックは、カラーバリエーションが豊富でランドセルよりも低価格です。富山県の立山町や徳島県の鳴門市などの自治体がこれらのリュックサックを推奨しております。

これらのリュックサックは、機能性、耐久性、デザイン性に優れ軽量であるため、子供たちの身体への負担を軽減することができます。2025年春の入学シーズンに向けて、軽量かつ大容量のリュックサック型の通学かばんの市場での取扱いが増え、注目を集めているようでございます。

このような背景を踏まえて、通学かばんの選択肢の多様性と拡大に関する本市の見解はいかがなものでしょうか、お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 近年、店頭には従来のランドセルのみではなくリュックサック型のかばんも並んでおり、市内の小学生もそういったかばんを購入している家庭もございます。

また、今、議員のお話にありましたように、富山県立山町の例のように、特定の業者と提携を結んで入学する子供たちに通学かばんとしてリュックサック型かばんを寄贈している自治体も存在します。ある調査では、リュックサック型かばんを寄贈された7割はランドセルで登校したいという回答をしたという報告もございますので、ランドセルの人気の高いということが分かります。

本市としては、今まで同様に通学かばんをどちらか一方に絞って推奨するということはちょっと考えておりません。教育委員会や学校が示しているように、安全に配慮し、子供たちの健康を損なうことがないようなもの、具体的には背中に背負うかばんでA4判の教科書が入るようなものがあればよいと考えております。最終的には御家庭の要望やお子様の実態に合わせて、それぞれ考えて購入していただければと思っております。

〔13番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○13番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。

ただ、私の思い込みかもしれませんが、本市の多くの児童、保護者、販売店は、通学かばんとしてランドセルもしくはオレンジ色の安全かばんの2択しかないと認識しているのではないのでしょうか。

入学時はもちろん、成長に伴いかばんが窮屈になった場合は、無理に使用せず、市の規定に適合し、児童の身体に負担をかけないかばんを使用して通学することが望ましいと思います。

そこで、通学かばんに関する規定、先ほど規定においては何も指定がないと、何もという言い方ではないですけど、指定はしてないようなことを入学説明会だけでなく、他の市区町村の例に倣って本市のホームページにも情報を記載するなど、広く周知することが重要であると考えます。この点についての見解を求めます。

なお、ランドセル問題に関しては、学校や行政が直接介入することよりも、家庭内での選択を優先すべきであるとの意見があります。当然だと思いますが、社会の多様性を受け入れることの重要性もあります。そういったことも考慮する必要があると考え、市内の学用品販売店と協力し、従来のオレンジ色の安全バッグに加え、通学用リュックサックなど様々なかばんを提案することで選択肢の多様化を図り、市内の学用品販売店の売上げ向上にも寄与する可能性があることも考えられますので、これらについての見解も併せて求めます。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 通学かばんに関する規定についてですが、改めて就学時健診や小学校

の入学説明会の際に、子供たちの安全や健康に配慮して各家庭で準備していただくことを伝えさせていただくと同時に、ランドセルやリュックサック型かばんの自由選択ですね、どちらか一方とか、そういう二者択一ではないということを周知していきたいと思っております。

そのほかにも「広報みずほ」でありますとか市のホームページなどにおいても就学に関わる情報を提供する際に、通学かばんについても、今お話しさせていただいたことを中心に併せて周知をしていきたいと考えております。

なお、市内の学用品販売店に通学用かばんの商品について情報を提供させていただくことについては、公共性を損なうおそれもありますので、教育委員会としては控えさせていただくと考えておりますので、御理解ください。

〔13番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○13番（今木啓一郎君） 分かりました。御答弁のほう、ありがとうございます。

これで選択肢の多様化と拡大を含む通学かばんについての質問を終わり、これよりは本市議会でもよく議論される学校給食に関する質問に移ります。

なお、質問内容がこれまでの同僚議員の質問と重なる部分がありますことをあらかじめ御了承ください。

さて、御承知のとおり、今年度より本市では、給食材料費の高騰を理由に給食費の値上げを求めています。保護者の皆様に御理解をいただくためにも、行政には質の高い給食の提供と安全かつ安心できる給食の維持に対する責任がより一層重くなると考えられます。この責任を果たすには、共同調理場の厨房機器が欠かせません。これらの機器は、大量調理を衛生的にかつ効率的に行うために特別な仕様で製造されており、建物と一体となって学校給食事業の基盤を構成しております。

そこで、まずは本市の厨房機器の現状と修繕履歴について答弁を求めます。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 当市の給食センターには、650台を超える厨房機器を兼ね備えております。竣工後5年を経過した平成23年あたりから修繕を要する機器が出てきており、稼働率等から修繕状況は様々となっています。

これらの厨房機器につきましては、現在、隔年で分けて点検委託をしており、点検結果に基づき緊急性を要するものから修繕を行って、少しでも長く使用できるように努めている現状となっております。

なお、修繕履歴、直近の大きなものとしたしましては、令和2年度に厨房機器の修繕、令和4年度にはシステム食器洗浄機の修理、それからパススルー冷蔵庫の取替え、令和5年度にはまた4年度にありましたシステム食器洗浄機の修理、連続炊飯器の修理、回転釜の修理といっ

たようなことを行っております。以上であります。

〔13番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○13番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございます。

安心と安全が求められる学校給食では、厨房機器を、今御答弁にありましたように修繕して大切に使うことも重要でございますが、老朽化した厨房機器の更新を計画的に進めることも重要であると考えます。特に大型の厨房機器については、故障時のリスク回避、また施設の長寿化を図るためにも、複数年にわたって厨房機器の更新を行う計画を立て進めることが望ましいと考えます。

これらのことを踏まえた上で、平成19年に竣工し、当時3億7,000万円で発注した厨房機器の更新方針及び計画、それに伴う概算費用に関して答弁を求めます。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 厨房機器の更新方針及び計画については、竣工から10年たちました平成29年度に耐用年数に基づく更新計画を策定しました。しかしながら、教育委員会が所有する施設、設備はいずれも老朽化しており、長寿命化を図らざるを得ない状況にあり、限られた予算の中で計画どおり厨房機器を更新していくのは極めて難しい状況にあります。

各厨房機器の修繕履歴は記録しておりますので、修繕状況と点検結果を踏まえ、調理への影響が大きい機器や製造中止となった部品を使用している機器から順次更新できるように再計画をする必要があるかと考えるところです。

機器の更新時の概算費用につきましては、現在の厨房機器と同様のものに更新したといたしましても竣工時の金額よりも高額になることは間違いありません。さらに、当時のものより改善・改良された新しい厨房機器となりますと、さらに高額になることが想定されます。

これまで補修・修繕で対応してできるだけ長く使用できるように努めてきましたが、全ての厨房機器が耐用年数を経過しておりますので、経費の平準化を図りながら優先順位をつけて更新していかなければならないと考えるところです。厨房機器に当たるかどうかは分かりませんが、今年度から3年かけて給食センターの配送車を一応更新していく予定をしております。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○13番（今木啓一郎君） 厳しい財政下の中、また所管する施設が多いのでという御答弁でございますが、やはり子供たちの食でございます。万が一のことがあってはいけませんので、できる限り故障時のリスク回避ということをよくよく考えていただいて進めていただければと思っております。

さて、本市では人口増加が今後もしばらく見込まれ、高齢化対策や障害者対策など、それに伴う扶助費の増加、公共施設のインフラの老朽化でございますね、先ほどお話がありました。また、それに伴う維持管理費やＩＣＴ化に伴う教育費の増加など、中期的な視点に立って健全な財政運営の必要性が高まっていることは皆様御承知のことだと思います。

また、それに加えて下水道整備や庁舎建設などの大型事業が進行中であり、財政負担の厳格な見直しが求められている中でございますが、そんな中、困窮する家庭への適切な就学援助や学童手当制度の拡充により、本市の給食費未納額は以前に比べて大幅に減少しております。しかし、物価の高騰により、多くの家庭の所得が追いついていない現状があります。そのため国は、学童手当制度を10月から高校生までに拡充・拡大し、特に第3子以降の子供に対してはさらに手厚い支援を開始する予定となっております。

そこで、本市としても、子育て中の多子・多胎世帯に対して何らかの支援策を実施すべきだと考えております。本市の見解を求めます。

また、3子以上の子供がいる多子世帯や双子など多胎児を持つ多胎世帯の子育て支援策の一環として第3子以降の児童・生徒の給食費を無料とする場合、概算予算としてはどのくらい必要なのか、分かればお答えください。お願いします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 午前中の北村議員さんの答弁と同じになりますが、今年度より就学援助の条件緩和を行い、経済的に厳しい家庭の給食費を援助できるようにしております。そして、他市町の条件を参考にして、来年度さらに緩和できるように事務を進めております。

多子世帯への支援につきましては、就学援助制度との調整を図りながら、国のこども未来戦略を踏まえた学校給食に関する実態調査の結果や物価高騰の状況、支援する場合の財政負担等も踏まえ現在検討を重ねている段階ですので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

この多子世帯、特に第3子の場合につきましては、他市町の例を見ましても、この第3子という考え方が様々ですので、それをどういうふうにするかによって財政負担も変わってくると思いますので、その辺も今現在鋭意研究しておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔13番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○13番（今木啓一郎君） ただいま答弁によりますと鋭意研究中ということでございますが、3子以上の子供がいる多子世帯や双子など多胎児のいる家庭に対して、第3子以降の子供に給食費の無償化を行っている自治体があります。例えば、犬山市では多子世帯の第3子以降の子供の給食費と3歳未満児の保育料を無償にしています。また、多子世帯や多胎世帯には年1回

10キロのお米を提供されているようです。本市におかれても、長期的な視点で、財政が許されるのであれば同様の支援を検討いただければと思います。

そこで、改めて森市長に、多胎世帯、多子世帯に対する支援についてお伺いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 今木啓一郎議員からの多子世帯への支援ということで、御質問の中にもございましたが、来月から児童手当が改正になります。中学校修了前までの児童から高校世代まで、そして所得制限があったのが所得制限がなくなります。

また、第3子以降は、現在1万5,000円の給付から3万円に引き上げられるということ、支給月も年3回払いが2か月分支払いということで年6回になるということで、かなり多子世帯の皆様にあっては、この児童手当の改正で救われる方もおられるのではないかと考えております。また、児童扶養手当も来年1月から第3子以降には月ごと6,250円の現状から1万420円と増額されたり、所得制限の拡充も検討がなされております。

御質問の多子世帯への学校給食費を考えるときに、今年度、来月からですが、給食費を5%現在引上げということで保護者の皆さんに御負担をお願いし、また来年度からさらに5%増しして保護者の皆さんにお願いするというようなことになっております。

この学校給食費の引上げには多くの方々の御意見があると思います。しかし、現在も物価高騰が続いており、今年の4月からでも16%ぐらい引き上げられているような、物価が高騰しているような状況もありますので、私の考えは、物価が高騰している間は市から学校給食へ持ち出す金額も、負担する金額も発生するのではないかと考えております。今後、物価が落ち着いて、ある程度学校給食も安定な運営ができるような、そんな状況を見ながら、御質問の市独自の多子世帯への支援で何が最も効果的であるのかというような視点を考えて、どのように支援すべきであるのかということも踏まえながら、来年度4月からの就学援助の改正の状況も把握しながら、費用対効果や目的、公平性、根拠などをしっかり持ったような多子世帯への支援を検討していきたいということを思いますので、いろんな前提条件がたくさんつきましたが、必ずしもやらないというわけではなく、今の状況を見ながら学校給食にあっては物価が落ち着いたときには何がしかの支援をしなければならないということをお答えさせていただきます。

〔13番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○13番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。

そのように御検討いただいて、できるだけ多子世帯への支援をお願いしたいと思っております。

ところで、子供たちに関する大きな事故もなく夏休みが終わったことは幸いですが、地元地
方紙によると、これは8月4日だったと記憶しておりますが、独り親家庭の34%が夏休み中に
子供たちを1日2食以下で過ごさせており、お米をおかゆにしてかさを増したりした、親が1
日1食に減らす例もあると報じられておりました。

また、先ほど市長のお話がありましたが、現行制度では8月は児童手当や児童扶養手当が支
給されない月であります。さらに、今年は物価の高騰、光熱費の値上げ、そして連日40度に迫
る気温が続いたため、貧困率が高い独り親家庭は前例のない厳しい状況に直面し、暑さと空腹
に耐えていた可能性が高いと思われます。

市として、これらの実態の状況把握についてお伺いしたいと思いますし、また、春、夏、そ
して冬の長期休暇期間に、民間の取組だけではなく、学校給食事業や宅食運営支援などの事業
を通じて、単独または民間と連携して行政によるさらなる支援が必要だと考えますが、本市の
見解を求めます。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 失礼します。

今木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

生活困窮に至る世帯の状況を把握しているかとの御質問でございますが、健康福祉部には、
生活困窮を含め、毎日のように様々な相談が寄せられます。また、民生・児童委員さんなど外
部から情報が寄せられることも多々ございます。そのような情報を部内各課で共有いたしまし
て、必要であれば社会福祉協議会とも連携をして、横の連携を密にして対応しております。

さて、さらなる支援が必要ではないかという件でございますが、世帯によって必要な支援策
は様々異なります。まずはその世帯に真に必要な支援は何かを的確に把握し、いかに必要な支
援へとつなげるかに心がけ、日々取り組んでおるところでございます。

今後につきましても、様々なケースに対応できるよう、常日頃から横の連携を意識して進め
ていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○13番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございます。

当市は、新聞紙に載っていたような34%の御家庭、独り親家庭が、そんなお子さんに対して
お米をおかゆにしてなんていうような状況があったかどうかというようなお話はあったかどう
か、把握されているのかどうか、そのようなことがあったのかどうかをちょっと教えていただ
ければと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 先ほど申し上げましたが、健康福祉部にはいろいろな相談が

ございますが、今日食べるものがないよとか、そういった話はあることはございます。そういうような場合にはフードドライブにつないだりとか、社会福祉協議会と連携をしながら支援につなげておるところでございます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○13番（今木啓一郎君） 本市におかれて、このようなことがないようにお願いしたい。子供たちが飢えるのはちょっと忍び難いと私自身は思っておりますので、よろしく願いして、私の一般質問をこれにて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 13番 今木啓一郎君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（庄田昭人君） 以上で本日に予定していました一般質問は全部終了いたしました。

〔「議長、発言の訂正を申し出ます」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 9番 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 議席番号9番、市民の会、鳥居佳史です。

※
私の昨日の一般質問におきまして、瑞穂市の財政を述べたときに、本来ならば世帯の収入と
言うべきところを誤った発言をしてしまいました。ここで訂正させていただきます。

○議長（庄田昭人君） ただいま鳥居佳史君から、昨日の一般質問内における発言について訂正したいとの申出がありましたので、これを許可します。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後4時08分

